

第一類 第十二号

衆議院 設委員会 議録 第七号

昭和六十三年四月十三日(水曜日)
午前十時三分開議

出席委員

委員長 中村喜四郎君

理事 加藤 卓二君

理事 野中 広務君

理事 東 東君

理事 矢追 秀彦君

理事 櫻本 和平君

理事 大塚 雄司君

理事 木村 守男君

理事 桜井 新君

理事 武村 正義君

理事 松田 九郎君

理事 小野 信一君

理事 坂上 富男君

理事 伊藤 潔君

理事 伊藤 英成君

理事 伊藤 洋君

理事 伊藤 順君

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

参
考
人

Bタイプは公共事業関係でございますのに対しまして、Cタイプは公共事業以外の民活事業ということです。

きましては一千億余、Bタイプにつきましては二兆円余、合わせまして一兆二千億円、Cタイプにつきましては一千億円、これを全部合わせますと一兆三千億円ということで考えております。まずAタイプでございますけれども、これは取

益によりまして返済の可能な事業ということになりましたが、Bタイプの方は、これはいわば補助金の前倒しといいますか、将来償還をしますときには補助金を出しまして償還財源を手当てするということになります。そういう意味で、Bタイプ

は補助金の前倒しという性格を持つておるわけではございません。それから、Cタイプにつきましてはこれは民活事業でございますので、すべて償還財源が収益によって返済される、そういうのが概要でございます。

○中村(茂)委員 NTT株の発行済みの株の総数は千五百六十万株だ、こういうふうに言われてますが、それをどのように売却したものを活用していくか、その点について概略お聞きしたいと思ひます。

○武藤説明員　ただいま御指摘のありましたNTTの発行済みの株式数千五百六十万株のうち、三分の一は売却を予定しております。三分の一は、ちょうど一千四十万株でございます。三分の一、すなわち五百二十万株は政府保有ということで、配当金収入をもとに技術開発等に活用するといふ

ことになつております。
そこで、三分の二の売却予定の千四十四万株ですが、ざいますけれども、六十一年度、六十二年度、それぞれ百九十五万株ずつ売却してまいりました。そこで六十一年度末におきまして六百五十万株が残高として残つておるわけでございます。六十二年度予算におきましては、六十一年度と同数の百九十五万株を売却する予定となつております。

ます。そういたしますと、六十三年度末におきま

して四百五十五万株残高が残ることになります。その残りの今後の売却予定ということにつきま

○武藤説明員 そのとおりでござります。
○中村(茂)委員 次に進めたいというふう
ます。

○中村(茂)委員 続いて、その貸し付けの償還期
間、中身について続けて。

先ほども大蔵省の方から説明があつたわけでありますけれども、昨年の臨時国会で社会資本整備

○木内政府委員 償還期間は、Aタイプにつきましては五年以内の据置期間を含みまして二十年以

でありますので、現時点で明確に申し上げるわけにはまいらないわけでござりますけれども、仮に、従来六十一年度から六十三年度と同様に百九十五万株、六十四、六十五と二年間にわたって同数売りますと、六十五年度末では残りが六十五万株ということになります。

字につきましては、今後毎年度決めていくといふ予定となつております。

○武藤説明員 ただいま申し上げましたとおり、六十三年度末で四百五十五万株残る。ここまでではほぼ予定が立つておるわけでござりますが、六十四年度を反そ並来と同様に九十五万株売ります。

九十五万株また売れる、そうしますと六十五年度末でさらに六十五万株残りますので、それは六年度に売却する可能性がある。そういうことでござりますので、反対逆来のようなペースで売却

していきますと、六十五年度までは従来とほぼ同様の数字が確保され、なお六十六年度に若干残る、六十六年度で完売するということになろうかと思ひます。

○中村(茂)委員 これからも、例えて言えば六十年度、ことし使うのは六十二年一度に売却したそのものを使っていく、翌年越しに先ほどどのA、B、Cタイプのものを産業投資特別会計へ出していく、一年送りに出していく、こういうふうに理解していいわけですか。

九三

○中村(茂)委員 続いて、その貸し付けの償還期間、中身について続けて。

○木内政府委員 償還期間は、Aタイプにつきましては五年以内の据置期間を含みまして二十年以

内の償還でございます。Bタイプは五年の据置期間を含みまして十年の償還でございます。Cタイプは三年以内の据置期間を含みまして十五年以内の償還となつております。

ただ、この償還の期間それぞれ異なりますけれども、これについての考え方は、Aタイプ及びCタイプの事業につきましては、それぞれ収益回収

のモデル計算とか道路維持特会の無利子貸付制度、それから日本開発銀行の貸付制度とかいう制度、その制度とのバランス、そういうものを勘案して償還条件を決定したものでございます。それからBタイプのものにつきましては、これは補助金型でございまして、法律によりましては二十一年以内というふうになつておりますけれども、

のタイプの貸付金の性格及び将来の国債償還にかかる財源の性格にかんがみまして、その期間を政令で十年程度と短縮したものでございます。

うふうになつて、政令で十年といふふうにした。補助金型ですから、負担をかけないで国が責任を持つて補助金の形で返していく、こういうことはなると思うのですけれども、もう一つ、どうして二十年、十年、十五年というか、開きをつ

たかという点がちょっとわからないのですね。
う少し細かく。

で、例えば道路特会の無利子貸付制度等もござりますけれども、こういったものは二十年とか、発銀行の貸付制度も平均十四年から十五年ぐらの期間で貸し付けております。そういうふうなれに類似の既存の制度等を見ますと、Aタイプ、Cタイプにつきましては十五年か二十年ぐらい

適當かという目安が出てこようかと思います。補助金については、財政状況にもよるると思いますけれども、できるだけ短い期間でということで十年というふうに短縮したというふうなものでござります。

○中村茂委員 先ほど申し上げましたようにこの活用の法律は昨年の臨時国会で制定されたわけですけれども、それにあわせて六十二年度の補正としてつけ加えられたわけですが、「一口に言えば実施状況、どのような状況になつてているのか、お聞かせ願いたい」と思ひます。

○木内政府委員 先生の御質問は、六十二年度の既に措置されているものについての実施状況とということだと理解させていただきまして御答弁させたいただきます。

三億円を計上させていたたいておりまして、この八十三億円につきまして一応実施計画は全部策定されたわけでござります。これに基づきまして事業の進捗に応じまして資金需要の生じたものにつきまして三十三億円の貸し付けの決定を行つたところでございます。なお、資金の余剰といいますか、使い切れないところが出るわけでございますけれども、六十二年度で資金需要の生じなかつたものにつきましては六十三年度に繰り越して貸し付けることとしてまいりたいと考えております。

それから、六十二年度に創設された事業と申しますのは、道路公団、首都公団、阪神公団、本州四国連絡橋公団、地方道路公社等が行う総合駐車場整備事業とか開発パーク事業、それからもう一つは第三セクターが行う緊急都市開発関連街路事業とか公共交通関連歩行者専用道整備事業、こういった種類のものが内容でございます。

○中村(茂)委員 今若干説明がありましたが、計画の内容を見てみると、道路公団関係とも、若干の第三セクター方式でやるのが去年法案で通つておりますから、ここのことへことしまで大幅に広がるわけです。特に道路公団の計画を見

ると駐車場とかパーキングとか、または第三セクター方式でいくという面についても公園とか若干ありますけれども、実施しようとしているのがほとんど市なんですね。それ以下の町とかそういうところは全然ないわけですね。収益型ですかからどうしても都会に集中しがちになつてくる。これを見ても明らかだというふうに私は思うのです。私もいろいろ相談を受けましたけれども、町村で収益型で、しかもこの事業でやつてもらうというところは非常に少ないし、みんな頭を悩ましていて、というのが現状です。この計画を見てもそういうことがはつきりしているというふうに思う。それから、先ほど御報告いたしましたように、補正予算ですから言えば半年しかないわけですが、一応計画上は八十三億のせている。しかし、貸付額で決定したのは三十三億で、実際に六十二年度中に貸付金として交付した額は二十二億。ですから、六十一億繰り越されている。こういう状況を見ても、計画だけはしたけれどもなかなか苦労しているな、どういうふうに収益を上げて今度貸し付けでやつていたいた分を返還していくか、その点について、どうしてこうなつてきているのか明らかにしていただきたい、こういうふうに思います。

○中村(茂)委員 大都会だけで、これを地方にどういうふうにやるかということについては、また後ほど私の考え方を申し上げたいというふうに思っています。

次に、先ほど申し上げましたように、十本以上の法律改正に今度なつていくわけですからども、その法律がそれぞれ改正されて、皆さんの説明によりますと、Aタイプの中でやるのですが、その事業内容が大体三つのスタイルに分かれているようです。まず最初に、宅地開発関連公共施設整備事業、これは改正するなどの法律とどのように結びついて、しかも内容はどういうふうになつていくのか説明いただきたいと思います。

○木内政府委員 三つの新しい事業というのは、予算、制度上の名称を使わせていただきますけれども、先生が最初に御指摘の宅地開発関連公共施設整備事業というのがその一つでございます。

その内容は、NTT-1型の無利子貸付金の貸し付けを受けまして、住宅・都市整備公団あるいは地域振興整備公団、もう一つ地方住宅供給公社が宅地を造成するわけでございますけれども、その宅地造成とあわせまして道路とか公園等の公共施設の整備を行いまして、造成毛地の処分金によりましてこの貸付金の償還をしていくものでございます。これにつきましては、根拠法は今改正していくたゞく法律でござりますけれども、その中で、住宅・都市整備公団法、地域振興整備公団法及び地方住宅供給公社法の改正に当たるわけでございます。

そこで、補助事業で道路ができる、それはそれでいいと思うのですが、ほとんどそういうことで公園とか下水道で補助対象となり得る施設ではございます。しかし、先生御承知のように、開発事業等が行われますと、補助対象となり得る事業であっても現実に一気に補助がつけ得るかという問題が生じます。その場合、関連公共施設整備費とかいろいろありますと、私どもとしてもできるだけ補助をつけるべく努力をしているわけでございますけれども、現実にどうしても補助がつかないめに、残りがあるというふうなものがあるわけでございます。そういうものは、もし補助がつかない、あるいは地方公共団体が補助がつかないために整備しないということになりますと、從来で申しますとデベロッパーが自分の負担において、結局有利子の負担においてそこを整備して開発に間に合わせなければいかぬということになろうかと思ひます。だから、その部分、いわゆる補助はつけ得ることはつけ得るけれども現実に補助が出ない部分、そういったものについて從来デベロッパー等がみずから有利子で負担していたものを無利子に変えようということは、デベロッパーの負担あるいは強いと言えば土地を購入する人の費用負担を軽減し、あわせて当該開発地域の社会資本の整備を推進させようといふなどころをねらった制度だと理解しております。

○中村(茂)委員 道路などはそういう複雑な面があると思います。公園を一つやろう、そういうのによくわかりますよね。

次に、民活で区画整理緊急促進事業、こういうふうな言い方をしているわけですが、その点についても、改正する適用法律が違つてくるか

らだと思いますけれども、同じ道路とか公園とか下水道とか河川、こういうふうになつてはいるので、これが民間だから同じ中身だけれども民間の区画整理、どうしてこういうふうになつてはいるのか、性格と法律のかわり合いをひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○木内政府委員 今回の新しい事業の二つ目として民活区画整理緊急促進事業というふうなものを考えておりますけれども、これは先ほどの公団等の宅地造成と実質的に余り変わるものではございませんけれども、手法が、区画整理手法を使うといふうなことが一つ違っております。先ほど御説明しましたのは、手法は公団等がやる宅地開発であつてもこれは区画整理を使わない一般の開発の場合でございます、ややこしくて申しわけございませんけれども。そういうことで資本が一つ違うということと、もう一つは、区画整理組合が施行するものにつきましてもNTT-A型というのには、先生御承知のようにNTTの融資は一般には第三セクターということになつておりますけれども、区画整理組合も第三セクター並みにみなしまして、区画整理組合にもNTT-A型の無利子貸し付けをするというところが特徴でございます。なお、この根拠法は、区画整理組合への無利子貸し付けにつきましては国から民間都市開発推進機構を通じて行うというふうになつておりますので、国から民間都市開発推進機構に貸し付ける部分につきましては、民間都市開発の推進に関する特別措置法と都市開発資金の貸付けに関する法律の二つが根拠法になつてくるわけでございます。それから、民間都市開発推進機構から土地区画整理組合に貸し付ける部分につきましては、民間都市開発の推進に関する特別措置法の改正と申しきれないのですけれども、そういうことで幾つもの法律の改正が必要になつてくるわけでございます。

○木内政府委員 います。

○木内政府委員 次に、開発関連、幾つか法律も該当してくると思いますが、その点について御説明いただきます。

○木内政府委員 ただいまの先生の御指摘の開発関連、これが三つ目でございまして、予算上は開発運河事業等と私ども称しておりますけれども、これは、いわゆる第三セクターがスポーツ施設等の設置あるいは宅地の造成等とあわせまして河川とか砂防設備とか地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または海岸保全施設の整備を行ないます。

○木内政府委員 いまして、このところ、その長野市を中心とする第三セクターが考えておられますそういういろいろなスポーツ、レジャー施設の収益でいざれ償還をしていただく、そういうふうに考えておるわ

けでございます。

○木内政府委員 そうすると、河川敷がある、その中へいろいろスポーツ施設なりつくる、そうして千曲川との間に護岸工事をつくる、その護岸工事に對してNTT株の売却益を使う、その返還は、今つくるスポーツ施設の中から上がつてきたもの、その事業をやる中から上がつてきたもので返還していく、そういう組みですか。

○木内政府委員 今先生がおつしやいましたとおりの仕組みにならうかと思つております。

○木内政府委員 スポーツ施設でそれだけのものを、また利益を得ていくといふ仕組みは、恐らく第三セクターが何かでやるのじやないかと思いますが、もう少し細かく検討してみなければならぬ

と思いますが、宅地造成なら私もびんと話はわかるのです。そういうもので開発利益が出たらこちらの方。ところがスポーツ施設とか公園とか、そういうのでその利益といふことになると、入場料とかそういうものはうんと高くなつたり、これからその管理がどういうふうになつていくとか、そういうことに非常に疑問を持つわけですが、そういうふうになつてはいるのか、もう少し御説明いただければ幸いだと思います。

○木内政府委員 お答えをいたします。

○木内政府委員 このような制度が開かれます前に、既に河川敷の占用はこういう施設について大変多くやられておるわけですが、公共的な性格の強いところが行われます場合については無料にしておる

ことがあります。中心になつて計画を立てておられますのは長野市でございまして、河川の高水敷にス

ポーツ、レジャー施設、テニスコート等とかゲートボール場等と魚釣り場等とが、いろいろ御計画になつておられるわけでございます。

○木内政府委員 御質問の開発運河事業で何をやるかと申しますが、現在、計画段階ではございいますが、第三セクターが昭和四十一年当時に既に設立

ますが、考えておりますのは、そういうスポーツ施設をつくりやすいように高水敷を平らにする、整正をする必要がござります。その土の移動、それからやはりいつも水が流れておりますいわゆる川筋に向かつて低水護岸をする必要があろうかと思います。それを開発運河事業として実施いたしました。今のところ、その長野市を中心とする第三セクターが考えておられますそういういろいろなスポーツ、レジャー施設の収益でいざれ償還をしていただく、そういうふうに考えておるわ

けでございます。

○木内政府委員 そうすると、河川敷がある、その中へいろいろスポーツ施設なりつくる、そうして千曲川との間に護岸工事をつくる、その護岸工事に對してNTT株の売却益を使う、その返還は、今つくるスポーツ施設の中から上がつてきたもの、その事業をやる中から上がつてきたもので返還していく、そういう組みですか。

○木内政府委員 今先生がおつしやいましたとおりの仕組みにならうかと思つております。

○木内政府委員 そうすると、河川敷をお貸しする事になると思いませんけれども、無料なんでもそんな大きなものにはできないと思つております。

○木内政府委員 ですから、これは推測でございますが、いろいろ貸し付けます額も何十億とかいうことにはなり得るはずがございませんで、恐らく数千万とか

連の河川事業としてここで実施いたします事業量もそんな大きなものにはできないと思つております。

○木内政府委員 ですから、これは推測でございますが、いろいろ貸し付けます額も何十億とかいうことにはなり得るはずがございませんで、恐らく数千万とか

連の河川事業としてここで実施いたします事業量もそんな大きなものにはできないと思つております。

○木内政府委員 そうすると、河川敷をお貸しする事になると思いませんけれども、無料なんでもそんな大きなものにはできないと思つております。

○木内政府委員 お答えをいたします。

○木内政府委員 このような制度が開かれます前に、既に河川敷の占用はこういう施設について大変多くやられておるわけですが、公共的な性格の強いところが行われます場合については無料にしておる

ことがあります。中心になつて計画を立てておられますのは長野市でございまして、河川の高水敷にス

ポーツ、レジャー施設、テニスコート等とかゲートボール場等とが、いろいろ御計画になつておられるわけでございます。

○木内政府委員 お答えをいたします。

○木内政府委員 次に、これは大臣にお聞きしておきたいというふうに思うのですが、公共的な性格の強いところが行われます場合については無料にしておる

ことがあります。中心になつて計画を立てておられますのは長野市でございまして、河川の高水敷にス

ポーツ、レジャー施設、テニスコート等とかゲートボール場等とが、いろいろ御計画になつておられるわけでございます。

○木内政府委員 お答えをいたします。

○木内政府委員 私ども、当てにしているといふことはございません。それが、相手方に考えておられますのは、長野開発公社という、長野市が半分近くの株を持つておられる第三セクターが昭和四十一年当時に既に設立

なれば中央集中型になりがちだ。地方の活性化に
ふうに思うのですが、大臣の御決意を一言。
○越智国務大臣 お説のとおり、Aタイプ、A型
だけでいいますと、どうしても都市部に偏る。と
いいますのは償還の問題がござりますので、でき
るだけ地方へもその計画を進めるよういたしま
すけれども、A型だけでいいますと今言つたよう
なことになる、こう思います。

しかし B型に結局補助金を後でするわざですから、返すわけですから、今のが補助金と同じことになるわけであります。六十三年度も、前々から申し上げておりますように、開発のおくれておるところ、あるいは不況地帯、こういうところへ重的に配分をしておるようなことであります。でございますから、A型とB型を含めますとこの先生の御意思のとおりになつておる、こういうふうに思いますし、今後もそうしたい。A型についても、今もお話ございましたが、無理して後で償還ができないようなところは、これは結局できるだけB型を含めた補助金で処理をしていくという方が堅実でないか、こういうふうに思いますので、全体を入れますと結局過疎地の方あるいは不況地帯、ここへ重点的に持っていく、こういうふうに考えておりますので御了解いただきたい、かよう

に思う次第であります。
○中村(茂)委員 C型もよくリゾートなどで第三セクターどうのこうだのという話が出てくるわけですから、受益型でやっていく場合には、A型、C型は今何回か申し上げてあるようにどうしても収益の上がるところに集中しがちだ。しかし捨ててしまわないで、これはもうB型でカバーするからいいんだいいんだということではないに、やはり地方にもそういうものが活用でき、しかも地域の活性化につながるような使い方をしていただきたい。強くこの点は要望しておきたいと、いうふうに思います。

のが全体的にきちっと管理されいかなければならぬといふに思うのです。管理というのほんとのものですから、やはり管理というものをきちんとしないかなければならないのではないか、こういうふうに思いますので、その点はどういうふうに指導されておりますか。

○萩原政府委員 まず河川についてのお答えをさしていただきますが、この形で行われます工事は、河川法上は、河川法の二十条に河川管理者以外の者の行う河川工事という条項がございまして、その適用をして工事をしていただくことにならうかと思います。したがいまして、この法律に基づきます承認申請、承認ということになりますとして、河川工事の完了後は、つまりその工事ができました後は河川管理施設として私ども河川管理者の方が引き継いで、いわゆる管理といいますかお守りをさしていただくことになるうかと考えております。

○望月政府委員 私の方からは宅地開発に関連して整備される公共施設の管理について御答弁させていただきますけれども、先ほど来ておりましたように、住都公團などが宅地開発に関連して行ういわゆる公共施設の管理、これにつきましては、これまでにも事前に公團あるいは公團等におましましてはいすれば将来管理者になるであろう関係市町村等と協議をして事業を進めておるという経緯がございまして、これまですべてこういった調整の中で十分に管理がうまく移行しておる、こういう実態でございます。今回のN.T.T.の事業につきましては、全く同じ手続でやらしていただきますので、その面でも遺漏なきを期してまいりたいと思っております。

が八千三百七十九億、六十三年度の予算から引いてみますと四兆一千四百八十三億で、六十二年度の当初予算より若干下回る。ですから、なるほど公共事業が六十三年度は二〇〇%伸びた伸びたといふふうに言つてゐるけれども、NTT株のおかげで伸びたといふふうになつて、こういう中身ではないかというふうに思うのです。

ですから、先ほどから言つてゐるよう、Bタップは全く補助金ということで出て、返還しなくていいわけですから、国が責任を持つわけですから、そういうことを考えてみた場合に、まず大臣にお聞きいたしたいといふふうに思うのですが、このNTT株売却収入の活用される期間と、それが終わつてしまつた後どういうふうになるのかという心配が一つあるのでお聞きしたいといふふうに思うのです。社会資本整備の促進に関する特別措置法、これは「国は、当分の間」、こういうふうに言つてゐるのですが、この当分の間といふのはどのことを指してゐるのでしょうか。

○武藤説明員 法律に「当分の間」という言葉が使われておるわけですが、厳密に申し上げますと、繰り入れ規定の「当分の間」、要するに売却収入を産投特別会計に繰り入れる規定、これに「当分の間」という言葉がついております。これは、売却収入がある間ということを意味いたしますので、なくなるとその当分の間の後は繰り入れることとはできなくなるわけでござりますが、ただ先ほど申し上げましたとおり、六十四年度以降も從来と同様に売却していくと、六十六年度で六十五兆株売却をもつて完了する。要するに六十七年度以降はなくなると申し上げたわけでございますが、これはあくまでも仮にということで、從来と同じようなペースで売却していくと、六十六年度で六十五兆株売却をもつて完了する。要するに六十七年度以降のときどきの金融情勢等によって変動することが予想されるわけでございます。したがいまして、どの時点で売却収入が現実になくなるのかといふのは、現段階で明確に申し上げることはできな

ただ、いずれにいたしましてもNTT株式売却収入は一時的な財源でございますので、遅かれ早かれ財源がなくなるのではないかという御指摘があろかと思いますけれども、その場合のその後の社会資本整備の促進策といふものにつきましては、その時点におきます経済動向、財政事情等々を勘案の上、慎重に検討するということになろうかと思います。

○中村(茂)委員 当分の間と言つてはいるけれども、当分の間というのはNTT株を売却して、その収益が活用できる期間だ、こういうことだと思います。それがどうなるかわからないから、大体はこうだけれども、こういう言い方になつてゐる。いずれにしても、今言われましたように、恒久財源ではない、一時の財源だ。

私は、冒頭申し上げましたように、六十三年度の予算を見ても、NTT株を活用しているから公共事業が二〇%ふえた、ふえた、こういうふうになつてはいるけれども、現実の数字を見れば、若干だけれどもなおマイナスくらいなものに国費はなつてはいる。これだけ膨らませていつて、その終わった時期にまたどういうふうにするのだろうか。この活用期間のものを見せていただくと、今回ののような工夫をしなくとも対応可能な財政事情となる時期までの間と考えられる。片方はNTT株の売却のことを言つて当分の間、こういうふうになつて、片方の受けける方は、対応可能な財政事情となる期間、こういうふうに言つてはいるわけですね。まあ、こういう問題だから形だけはこういう言い方になつてはいると思いますけれども、それを実行していく大蔵省の方、また建設省の方は、こういうふうに言わざるを得ないからこういう表現になつてはいるんじゃないのかと思ひますけれども、その後どういうふうになつていくか、そういう問題と、この問題が将来どういうふうに考えられてはいるか、その点大臣からひとつ。

○越智国務大臣 大蔵省の方から御答弁があつたように、結局今的方法でやつておれば六十五

ただ、いずれにいたしましてもNTT株式売却収入は一時的な財源でございますので、遅かれ早かれ財源がなくなるのではないかという御指摘があろかと思いますけれども、その場合のその後の社会資本整備の促進策といふものにつきましては、その時点におきます経済動向、財政事情等々を勘案の上、慎重に検討するということになろうかと思います。

○中村(茂)委員 当分の間と言つてはいるけれども、当分の間というのはNTT株を売却して、その収益が活用できる期間だ、こういうことだと思います。それがどうなるかわからないから、大体はこうだけれども、こういう言い方になつてゐる。いずれにしても、今言われましたように、恒久財源ではない、一時の財源だ。

私は、冒頭申し上げましたように、六十三年度の予算を見ても、NTT株を活用しているから公共事業が二〇%ふえた、ふえた、こういうふうになつてはいるけれども、現実の数字を見れば、若干だけれどもなおマイナスくらいなものに国費はなつてはいる。これだけ膨らませていつて、その終わった時期にまたどういうふうにするのだろうか。この活用期間のものを見せていただくと、今回ののような工夫をしなくとも対応可能な財政事情となる時期までの間と考えられる。片方はNTT株の売却のことを言つて当分の間、こういうふうになつて、片方の受けける方は、対応可能な財政事情となる期間、こういうふうに言つてはいるわけですね。まあ、こういう問題だから形だけはこういう言い方になつてはいると思いますけれども、それを実行していく大蔵省の方、また建設省の方は、こういうふうに言わざるを得ないからこういう表現になつてはいるんじゃないのかと思ひますけれども、その後どういうふうになつていくか、そういう問題と、この問題が将来どういうふうに考えられてはいるか、その点大臣からひとつ。

○越智国務大臣 大蔵省の方から御答弁があつたように、結局今的方法でやつておれば六十五

年で百九十五万株は終わる、あと六十五万株残る、こういうことでありますと、六十六年はまず今ベース、こういうことであります。六十七年はもう見通しがない、こういうことであります。

一方、社会資本につきましては、まだここ五年
や六年やりましても、これで社会資本の充実が先
進国並みになつたとかあるいはこれで満足できる
というような状態ではありません。でござります
から、一番心配しておりますのは財源問題であり
ます。安定した財源、そして社会資本を充実して、
本当に住みよい、また均衡のとれた我が日本を形
成していく、こういう必要があると思う次第であ
ります。

しかしながら財源の見通しといたのは、でござる。
すから率直に言つて非常に不安であります。どうやつて安定した財源を確保していくかというのは、非常に難しい問題でござりますので、いろいろ検討はしておりますけれども、今、このとおり六十年以降もやつて行きますというお答えをするような状況になつております。まことに申わわけないのですが、今後皆さんの御協力をいたしたいて、とにかく安定した財源で社会資本を充実していこう、こういうことに、ひとつせひとも御指導御協力をいただきたい、かように思う次第であります。(「税制改革が必要だな」と呼ぶ者あり)

大型開発融資と結びつけないようになります。大蔵省にもう一点お聞きしておきたいと思いますが、五年なり三年なりたつと、いずれにしても返していくわけですね。金を借りているのを返していく。建設省なりで使われておるもの、または民間何とか機構というところに行く。民間の方に行くとしたら、それが民間推進機構のところに返ってくるわけです。ですから、普通の金のようにはそれがそのところでまた将来も使われていくのか、民間推進機構に返したもののが。それとも大蔵省の方へ返してしまわなければいけないのか。これは、その活用が切れる時点での問題が

○武藤説明員 先ほどお答え申し上げました繰り入れ規定の「当分の間」というお話を対しまして一つ補足させていただきますと、実は、繰り入れ規定以外に、今的基本的な法律の國の無利子貸し付けの規定にも「当分の間」という言葉がついております。「当分の間」という言葉が実は二つございまして、NTT株式の売却収入を一般会計から産投特会に繰り入れるその繰り入れ規定に「当分の間」という言葉と、それを受けた産投特会が「当分の間」無利子貸し付けを行うことができるという規定になつてているわけでございます。

なぜこのような規定になつているかといいますと、ただいま御質問のありました、制度としては貸し付けたものが償還されてくる、それをどういうふうにするのかということにつきまして、法律上は、制度としては当分の間これを無利子貸し付けてできるということをございますので、償還額を財源にいたしましてまた無利子貸し付けを行なうことができるようになります。

ただ、基本的にはこのNTTの株式の売却収入は国債償還費に充てるということが大前提でござりますので、国債償還の状況、それから今問題になつております今後の社会資本整備の必要性といいますか社会資本整備のあり方、その両方をにらみながらその当分の間をどう考えていくかということであろうかと思います。したがいまして、返ってきた財源がまた再度無利子貸し付けに充てられるということは十分考えられることであると思つております。

○中村(茂)委員 終わります。

○中村委員長 坂上富男君。

○坂上委員 私は、一時間、住都公団法等の一部を改正する法律案に関する連をいたしまして御質問させていただきたいと思います。

まず、住都公団の目的というのは一体何でござりますか。

○片山(正)政府委員 住宅・都市整備公団は国により設立された機関でありまして、大都市地域等におきまして、一つ目として、健康で文化的な生活を営むに足りる良好な居住性能及び居住環境を有する集団住宅及び宅地の大規模な供給、二つ目として、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市の機能の更新を図るために再開発事業の実施を行いますとともに、都市環境の改善の効果の大きい根幹的な都市公園の整備等を行うことを目的しております。

○坂上委員 そうだといたしますと、地方住宅供給公社はどういうことを目的としておりますか。

○片山(正)政府委員 地方住宅供給公社は地方公共団体により設立されているところでありますのが、住宅不足の著しい地域におきまして、住宅を必要とする労働者に対して、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を地域の実情等を考慮しながら供給していくことを目的としております。

○市山(正)政府委員 住宅政策におきましては、総計で建設戸数としまして二百二十七万戸、その後用途廃止等がありますから、現在管理しておりますのは百九十七万戸。次に公団住宅につきましては、種類が賃貸住宅とか分譲住宅とかいろいろございますけれども、六十一年度末まで総計で百二十四万三千戸。次に公團融資によります住宅戸数は、六十一年度末までの累積で九百九十二万戸でござります。

○坂上委員 さて、この三つの関連であります
が、まず住都公団法によるところの目的の「住宅事情の改善を特に必要とする」ということはどういう意味なのか。それから、地方公社の「住宅の不足の著しい地域」の住宅の不足の著しいといふのはどういう意味なのか。それから、住宅金融公庫の「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る」、こういふものについての住宅の建設だ、こう言つてゐるわけですが、この一つ一つの意味と関連はどういうふうになつてゐるのでございましょうか。

○**坂上委員** それから 今度は住宅金融公庫の目的はどうなつておりますか。

○**片山(正)政府委員** 住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設、購入に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的としております。

国民がその世帯構成に応じまして適切な規模適切な設備を有する良好な環境の住宅に居住することが重要でございまして、そのことを実現いたしましたためにいろいろの政策手法があるわけでございます。

これを御指摘の順と違いますけれども公庫からずっと御説明申し上げますが、住宅金融公庫におきましても、この問題は重要な問題でござります。

○坂上委員 さて、今目的を申していただきたいわけですが、そういう目的のもとで一休公営住宅は大体どれくらいできてるものか、それから公団住宅がどれくらい戸数ができるのか、公庫融資によるところの住宅建設の戸数はどれくらいできているのかを実はお聞きをしたいと思うのであります。これは言葉に直しますと、公営住宅が何戸、公団住宅が何戸、公庫住宅が何戸、こういうふうに分類をして、ひとつその戸数を明確にしていただきましようか。

○片山(正)政府委員 まず公営住宅でありますけれども、昭和二十七年度から六十一年度末までの

きまして、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設のため必要な資金を融通することを目的としておりますが、これは、長期低利資金かつ安定的な資金を供給することを通じまして良質な住宅ストックの形成を図ることにより、国民の住生活の安定、向上を図ろう、こういうことでござります。

次に、「公営住宅法にござります「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設」、これを目的としておりますが、これは、国の財政援助を通じまして地方公共団体が低廉な家賃の良質な住宅を供給することにより、住居費負担能力の低い低額

所得階層の住生活の安定、向上を図ろうとするものであります。また、首都圏、近畿圏を初めとします大都市地域におきまして住宅のストック状況など居住水準が低位にあることを考えまして、住宅事情の改善を特に必要とする状況にある。この認識のもとに、国が住宅・都市整備公団を設立いたしまして、勤労者等への大規模な住宅宅地供給を行なうことにより住宅事情の改善を図つてゐるところであります。

さらに、住宅事情は地域によりその状況は異なりますが、それぞれの区域内におきまして、住宅不足の著しい地域において地域の事情に即しまして住宅地供給を行うべく、地方公共団体の政策判断によりまして地方住宅供給公社が設立されてゐる、こういう関係にござります。

○坂上委員 それでは、もう少し突っ込んでお聞きをさせていただきます。

言葉で言いますと「住宅事情の改善」というのはどういう意味ですか。それから、「住宅の不足の著しい」というのはどういう意味ですか。住宅が不足をしているとのと著しいというのとどういう違ひ、數字的にどういうふうにごらんになつておるのか、この辺、もう少しきちつと明確にできませぬでしょうか。

○片山(正)政府委員 まず「住宅事情の改善」ということは、現在居住している住宅の事情が非常に低位にある、規模が小さいとかあるいは建物が老朽しているとかあるいは勤務地に非常に遠いとか、そういうようなことを改善することを指していふと思います。

それから、大都市地域におきます「住宅の不足の著しい」ということは、現に大都市地域において、例えば賃貸住宅につきましては、家族向け賃貸住宅は絶対数において不足をしているあるいは最低居住水準を満たしていない、こういうようなところから、住宅事情が大変きつい、二、三の大変強い地域、そういうことが大都市地域における住宅不足の著しい地域ということでございまして、また、地方供給公社が任務といたしてお

○坂上委員 また、これに関連するわけですが、ちょっとと御通告申し上げないで大変失礼でございますが、日本は外国から言われているわけであります、ウサギ小屋である、こういう言葉があります。これは局長、どういうふうにお考えになつておるのか、この日本の住宅はウサギ小屋だと。非常に日本に対する侮辱的な言葉だらうと私は実は思つておるわけです。

あわせて大臣にも、突然でございまして大変失禮でござりますが、ウサギ小屋というような言葉

について、私どもの理解いたしましては、小規模の住宅でかつ規格化された住宅が集合的に機械的に並んでいる、こういう状況を指した言葉だと思います。私どもは理解しているわけあります。
したがいまして、住宅事情の改善を目指すということにつきましては、住宅の規模はそれぞれ適正な規模でありまして、かつまた、非常に規格化されたところからさらにアメリカーのある、ゆとりのある住空間に直していく、こういうことで、もって住宅事情、居住水準の向上を図る、こういうことが住宅事情の改善あるいは国民の生活の安定と確保、こういうことにつながっていくというふうに私は理解しております。

○越智国務大臣　ウサギ小屋と言われているわけであります。人間の生活はもう御承知のとおり衣食住であります。衣の方は、もう十分どこでも何でも買えるという状態であります。食の方も、農産物を自由化せよ、こういうことでありまして、自給率の問題はありますけれども十分だ、こう思うのであります。住の方だけは、やはり今も住宅局長から御説明申し上げましたが、まだゆとりがあるという部類ではない。

率直に言つて、中にはありますけれども、ほとんどがゆとりのある住環境だ、こういうふうには考えられない。でございますから、広さの面も、また内部施設その他外部の環境におきましても十分でない、こういうふうに思ひますから、ウサギ小屋と言われた、けしからぬといって言い返すだけの自信は持っていない、こういうふうに感じております。撤回なさります。

○坂上委員　これは外國だけでなくして、日本の大臣までおつしやつておられるわけですが、これが、ウサギ小屋があるようなところにニニアモーターを走らせるわけにはいかぬ、こう言つておるわけです。——鶏小屋ですか。後からこれを

撤回なさつておるわけでございますが、これはやはりまた一面をついておるのだろうと思うのです。撤回はなさいましたけれども日本の現閣僚

○坂上委員 さて、こういう割合の中で、健康ですか。
○片山(正)政府委員 先ほどお話し申し上げました五十八年の戸数に相当するところの時点としまして、総世帯数は三千五百十九万七千世帯であります。
○坂上委員 日本の総世帯はどうぐらいになります。
それでは、日本の現在の総住宅戸数というのは今どれぐらいになっておるのでしょうか。
○片山(正)政府委員 五十八年の住宅統計調査によりますと、総住宅戸数は全国で三千八百六十一戸でございます。
○坂上委員 さあ、やはり率直な感想を、ウサギ小屋と言ったのか鶏小屋と言つたのかわかりませんがまあ同じことだらうと思いますし、あるいは鶏小屋の方が私はどつちかといううまい概念もしますが、そんなところにリニアモーターカーを走らせるなどといふことはどうもいさきかいなかというようなお話をあつたわけです。そんなような状況でございますから、私はやはり、日本の住宅行政というものは本当につともっと力を入れていただかなければならぬと思つておる立場に立つておるわけでございます。
そこで、「今言いましたところの、『住宅事情の改善を特に必要とする』」というのと、「住宅の不足の著しい」というのと、「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る」ということ、これは順位からいふと、どちらが最も低くどちらが高い意味を持つのでござりますか。いかがです。
○片山(正)政府委員 それぞれの言葉がそれなりの重要性を持ちまして記述されておるところでございまして、これに順番を付して評価するといふ事柄の性格ではないと思っておりまして、住宅政策の重要性をそれぞれの側面から表現している言葉であらうかと存じております。
○坂上委員 ついでにこの関連もひとつお答えをいただきたいと思いますが、さらに前進をして實験申し上げます。
いたただきたいと思いますが、さらに前進をして實験申し上げます。

文化的な生活が保障できるという住宅はどれぐら
いなんですか。

○片山(正)政府委員 健康で文化的な住宅を定義
しますためには、住宅の構造でありますとか、そ
れを構成する材料の質の問題あるいは規模の問
題、さらに設備水準の問題、それから建て方の問
題、さらにはその建物を取り巻く周辺の状況等で
判断をしなければいけないわけでありますけれど
も、そういう総合的な統計は残念ながらございま
せんが、そのうちの特に設備に着目した統計とい
うのはございます。

台所、便所、浴室等についての統計がございま
すが、まず専用の台所を持つかどうかということ
で統計を見ますと、専用の台所を持つております
のが三千四百三十六万戸でございまして、全体の
九九%に当たります。次に、専用の台所と便所と
両方持つておるもの、これが三千三百四十九万戸
でございまして、全体の九六%であります。次に、
専用の台所と便所も持つておる、だんだん
レベルが上がるわけでありますけれども、それを
持つておりますのが三千四十六万戸で、全体の八
八%でございます。

○坂上委員 それは数字的にはきつと把握はな
さつておるようございますが、さつきから随分
聞いたわけでござりますけれども、住都公団法、
公営住宅法あるいは住宅金融公庫法は、いずれも
国民生活の安定あるいは社会福祉の増進、それか
ら健康で文化的なことを目的としているわけであ
ります。その目的のもとで住宅行政をなさつてお
るわけでござりますから、建設省の住宅行政の最
高の皆さん、今いろいろ総合的に判断しなけれ
ばわからぬとおっしゃっておりますが、立法は
はつきりと目的はこうだぞ、この目的に沿つたも
のを建てるぞ、これに沿つたものを建設して貯貯
するぞ、そして融資をやるぞ、こう書いてあるわ
けでござりますから、これはもう当然きつと、
日本の健康で文化的な生活を営む住宅は今世
帯、そしてこれに入れない世帯は何世帯、それで
著しくこの地域は住宅が不足しておるからここに
は

建設をする、こういうのがやはりばつと出てくる
のだろうと思うのでござります。これは、確かに
一面はおっしゃつておりますけれども、総合
的にこの法律の目的に沿つたように健康で文化的
な住宅は日本で幾つですということは、やはり目
的をはつきり書いてあるのを行政の上でどうな
きつているかという問題なわけでござりますから
お答えが出てしかるべきだらうと思いますが、そ
こまで検討してないというならばまた次回に譲り
ますが、お答えできるならひとつもう少し突っ込
んで御答弁いただきたいと思います。

○片山(正)政府委員 健康で文化的な生活を営む
住宅ということになりますと、住宅の質の問題、
規模の問題と、それからそれを使う居住の仕方に
よつてまた状況は変わってまいります。大人数で
ござりますれば小規模住宅に住んでる場合は住
宅事情が悪いとなりますし、小規模世帯であるな
らば、それらの住宅の規模で居住水準はいい、こ
ういうふうになるわけでござりますので、その両
方考えないといけないわけでありますけれども、
その両方を考えまして五十八年の住宅統計調査で
世帯規模別に居住水準というものが決まっておりま
して、最低居住水準で見ますと、四人世帯でもつ
て五十平方メートルという水準がござります。こ
れを満たしていないのがどのくらいあるかとい
うことを五十八年の統計調査で調べますと、全国で
もつて三百九十五万世帯、全世帯の一・四%が
それに相当している。また、その世帯人員とい
たしましては千五百五十万人で、世帯人員数全体
の一三・四%、こういうふうになつておるところ
であります。

さらに、先ほどの住宅不足の著しい地域とい
う地域別の問題がござりますけれども、全国でもつ
て最低居住水準を満たしていないのが一・四%
と申し上げましたが、これを地域別に見ますと、
例えば関東の臨海部ではこれが一五・四%に上
がつてくる、近畿地方でも一五・一%に上がつて
まいります。低い方では、北海道は四・五%と低
い状況、その次に低いのは中国の七・五%、こう
いう状況でございまして、一番きついのは沖縄の
二〇%、こういう状況でございまして、地域別の
住宅不足の著しい地域ということはそういうこと
でもつて把握しているところであります。

○坂上委員 やや期待する答弁が出てまいりま
したが、そういたしますと、三百九十五万世帯、今
おつしやいました一一・四%、これらは住宅困窮
者と見ていいのでしょうか。いわゆる法律用語は
どう言うのかよくわかりません、住宅行政上の用
語としてはどう言うのかわかりませんが、少なく
とも普通の言葉で住宅困窮者、こう言つていいの
でしょうか。

○片山(正)政府委員 三百九十五万世帯、一一・
四%が最低居住水準を満たしておりませんので、
一応住宅困窮者として把握いたしますが、なお、
これには住まい方の問題がございまして、個人の
意思によりましてそういうことで甘んじてそういう
うところに住んでるということもござりますの
で、この三百九十五万世帯全部を正確に住宅困窮
者と言つことにつきましては若干の疑惑があると
ころでございますが、大体は住宅困窮者、こうい
うふうに理解しております。

○坂上委員 甘んじて悪いところへ住んでる人
はいないんだろうと思うのです。もうやむを得ず
住んでるんだろうと私は思うのでござります。
この辺、余り議論しても適切な議論でありません
から言いませんが、やはり甘んじてという言葉は
いささかいかがかなと私はお聞きをしておりま
す。

○渡辺参考人 公団住宅の入居につきましては相
当の入居希望者があるわけであります、倍率が
かなりのものになつてゐるものもあるわけでござ
います。公団法の施行規則の九条によりまして、
抽選による方法をとつておられるのが基本で
ござります。

しかししながら、いろいろな社会的な要求があ
るわけでございまして、幾つか申し上げますと、落
選回数が二十回以上、これは首都圏であります。
したがつて、中部、九州では十五回以上となりま
すが、これは優先入居とあります。それから落選回数が十回以上の場合は、これは十
倍優遇、確率が十倍になるように優遇するとい
うことでござります。それから年間所得五百九十万
円以下の者、これは六十一年でちょっと古くて恐
縮でござりますが、五倍優遇ということにしてお
ります。さらに五人以上の世帯、大きな世帯、こ
れも五倍優遇でござります。それから六十歳以上

の高齢者あるいは四級以上の身体障害者またはそ

のなかなか難しいかと思います

いわゆる抽せん住宅、抽せんの対象となる住宅、

すが、基本的には建設用地の確保が

これらの方々を含む世帯、これはつまりましては高齢者の場合には高齢者特別区分というものを設置すべきであるべきである。そこでこの場合においては、

○**坂上委員**いや、だからとはにかくまじめに申り込んでもじめに抽せんを引いて、それでも運の悪い人たち、大体何年待てば入れるのですか、こう聞いています。

い人たち 大体何年待てば入れるのですか
聞いているのです。

あるいは倍率優遇というような措置を講じることによりまして、社会的な要請の実態といいますか、そういうものに見合うように努力しているところまでございます。

○**坂上委員** 人数はわからないですね、わかるお答えください。そういう人たち、どれくらいありますか。大体でいいですよ。

それからどのくらい優先入居しているか。大変
申しわけありませんが、今ちょっと手元に数字が
ございませんので、後で見つけましたら御答弁申
し上げたいと思います。

だけます、最短距離ではございますが、これがなぜかに二千です。とてもじゃないが、まさに比較にならない数字の差でござります。

こういう点から考えまして、いかがですか、
のような御感想をお持ちですか、担当行政の立場
としまして。

○渡辺参考人 倍率のことを先ほどちょっとと申上げましたけれども、例えは六十一年で申しますと全国で十一・七倍でございますが、首都圏の場合は十七・八倍というふうに、やはり地域によつて倍率差がござります。そういうこともございまして、一年全部申し込んでいけば必ず入れるかという御質問に対しては、直ちにそうだと言う

かがですか。
○倉茂参考人 私ども、住宅建設戸数としましては、昭和六十二年度も六十三年度も二万五千戸の計画を持つて事業を進めておりますけれども、残念ながら六十二年度においても全計画戸数の完成はできなかつたわけでございます。
その理由でござりますけれども、その最大の理由は開発適地が少なくなつてきているということをございます。そのほか、地方自治体とのいろいろな折衝の問題であるとか、国民の皆様のニーズにこたえかつ適正な価格で供給できるような建築費になるかどうかというような問題等もございまして、なかなか問題がござつておるところであります。

うな御答弁、苦惱を言つてみてください。

○倉茂参考人 大変不勉強で、先生御指摘の新聞記事、拝見いたしておりますんけれども、地ならしとし請負業という意味は、私ども普通に企業が持っている土地を買収するということは、たとえその買収について話がついたとしても先ほど申しましたような住宅の供給価格の面で問題がございますので、私どもとしましては、民間企業の土地の造成を民間のコンサルタント的な役割を果たしながら仕事をし、比較的安い価格でその一部の土地をいたぐくというようなことも心がけていかなければならぬということを一般的に考えておりまます。市街地住宅等でも、都心の土地等につきましては公団は買収するのではなくて、公団が地主さ

○坂上委員 決まり切ったことでございますから、住宅困窮者に対して、できるだけ安い家賃でできるだけ多く賃貸の住宅を提供するということがめはり基本なんだろうと私は思つております。さてそこで、住都公団は私から見ております大量の住宅の供給はどうもできないのじやなかろうか。一生懸命やりたいけれども予算が足りない、いろいろな条件が足りない、そんなようことで、今おっしゃつたとおり三百九十五万世帯に対二千戸、これは全国の数字でしようが、とにかく大都市だけを計算してみましても、僕は本当に甚だしい差だろうと思つておるわけでございまが、そんなような意味から、大量の住宅の供給がなぜできないのか、その陥落となつておるのはやはり直に言つて何でござりますか。公団の立場からい

○倉茂参考人 私ども、住宅建設戸数としましては、昭和六十二年度も六十三年度も二万五千戸の計画を持って事業を進めておりますけれども、残念ながら

いわゆる抽せん住宅、抽せんの対象となる住宅、これは六十一年度の実績で申し上げますと約四五千戸でございます。そのほかに、これは立地条件等もあるわけでございますけれども、常時受付け団地、あるいは住宅変更と申しまして、例えば大阪で公団住宅に入つておられる、その方がまた東京に来られるというような場合には、それを東京の方の住宅に優先して入つていただくというような制度もあるわけでございまして、こういうのを全部足しますと、六十一年度の実績で申まして、募集戸数の合計は年間八万戸になつておるということでございます。

○坂上委員 決まり切つたことでございますが、住宅困窮者に対して、できるだけ安い家賃でできれば多く賃貸の住宅を提供するということがな

ですが、基本的には建設用地の確保が難しくなっていますが、この対しまして、私どもとしましては、普通の買収で土地を取得するということが極めて困難になつてゐるというようなこともございまして、借地で土地を使わせていただく、あるいは、六十年度から始めました事業でございますけれども、地主さんが持つてある土地の上に公団が住宅を建てまして、地主さんのものにいたしますけれども公団がそつくり借り受け、公団の賃貸住宅として供給するような仕組み等も積極的に考えておりますし、さらに、公団自身が持つております既存の賃貸住宅の建てかえによりましてボリュームをふやして新しい住戸数も確保するというような方策、さうことは、国公有地をできるだけ真正

○坂上委員 さてそこで、本来私たちが望んでおること、それから住都公団等の目的から見てみると、やはり安い家賃で、安い住宅を提供できるというものが基本だらうと私は思つてゐるわけですが。しかも、そのことが福祉の増進につながる、健康で文化的な生活を営むだけの保障をしてやる、こういうところにかかるのだらうと思うでござります。しかしながら、今の民活の導入や地価の暴騰によりまして遺憾ながらなかなか土地の入手ができるない、そんなようなことから、所有地主と提携しながら建設をやつてゐるんだ、こういうような趣旨もあつたわけでございます。

そうだといたしますと、今公団がお持ちになつておりますところの公団保有の土地の総面積というのは、全国で一体どれぐらいあるのか。そして、空き地になつている部分と建物が建つておる部分の敷地部分、こうあるわけであります。が、大体何%ぐらいの割合になつておるのか。そして、これを時価に評価してみますと一体どれだけの財産になつておるのか、お聞かせいただきましようか。

○京須参考人 公団が保有しております土地は、昭和六十一年度末におきまして全体で約一万三千五百ヘクタールでございます。

この内訳は、先生申されました建物敷地分といふたしますと賃貸住宅として供用開始というのが当たるかと思いますが、この分の土地が約四千七百ヘクタールでございます。残りにつきましては事業中または今後事業の対象となる土地でございますが、これが約八千八百ヘクタールでござります。

なお、これらの土地につきましての評価でござりますが、賃貸住宅団地につきましては今後とも制度の賃貸住宅の供給等も图つていくといふやうなことで、言うならば地主さんと一緒になつた計画促進ということでそのような努力をしているということです。

○坂上委員 これはどうして時価評価しないのですかね、特に空き地部分。土地がない、ない、こうおっしゃっているわけです。しかしながら、八千八百ヘクタールの土地をお持ちなんだ、空き地なんであります。これは、国土庁がちゃんと公示しているのであります。そういう官公庁の公益な部分は、これは時価評価したらうちはこれだけ空き地を持つていて、ということをストレートに言えないものでしようか、どうですか。

○京須参考人 言葉を返して恐れ入りますが、時価評価を行うのは、通常、土地を担保に提供する場合とか売却する場合に意味があるものと考えています。それで、賃貸住宅等の敷地にしておりますのは経常的に営業活動を行っておりますので評価する必要はございませんし、また、事業のための土地につきましては事業を完成した際に原価あるいは時価評価等を勘査いたしまして値段を決める、そういう次第でございます。

○坂上委員 どうもちよつと今の答弁、私は納得できないのですが、我々はいやでも公示価格といふのを設定されて、そしてそういうものを基本上にいたしまして固定資産税をがつぼり取られているわけであります。公団は税金を払わぬのかどうかわかりませんけれども、だから、売却するときとか建設するとき初めて評価するのであって、今持つておる空き地について幾らになつておるかというようなことを評価したことがないなどというのは、これは大変なことです。

なぜ言うかといいますと、国鉄が何兆円の赤字だ、こう言われたわけです。しかし、それが持つておるところの財産の評価と合わせてみますと、差し引きしたら実際に赤字だったのかどうか、その辺、私たちは結果的にはいまだわからぬわけであります。これはなかなか、売却するといったつて十年がかりであります。そんなようなことから

○京須参考人 先生御承知のように、公団が土地等を取得する場合には借入金等をお願いいたしまして取得しております。したがいまして、その借入金等が膨大になる場合があるわけでございまして、ただいま先生お話しのように国鉄に比較するといつたようなことがあります。幸いと申しますか、公団の場合には借入金を借りましてもこれに見合う資産を保有しているわけでございまして、その借入金及びその支払い利息の返済等につきましては分譲代金とかいったもので十分回収できるめどが立つたわけでございまして、私どもは健全な財政が確保されていると考えております。

○坂上委員 健全な財政が確保されているかどうかについて、いささか私も疑問を持つのです。時々私のところに聞きに来るのがいるのですが、公団保有の土地を民間に払い下げるというふうなことはないわけでもないのです。どこから出ているかということは申し上げませんが、そんなような考え方もありますか。

○渡辺参考人 いろいろなケースがあると思うのですが、私は既存賃貸住宅の払い下げという問題についてお答え申し上げたいと思います。

今、先生、民間に払い下げるというふうにおっしゃいましたが、それが例えれば企業的なものであるとかいう場合には、現在既に居住者が住んでおられるわけでございまして、それから、大都市地域の住宅政策の中で特に良質な賃貸住宅の供給という必要性が言われているわけでございます。そういうふうに考へてみると、やはり公団の財産というものは適正な評価のもとできちっと把握されていていいのじやなかろうか、こう思いますが、それはどうでござりますか。

○倉茂参考人 空き地があるから民間に払い下げ
るというようなことは一般にはやつております
けれども、大きな町づくりに際しまして、公団が
みずから建設する住宅だけで町を構成するより
は、民間に水準の高い住宅を建ててもらつて、早
く町を熟成し、かつ変化のある町にするといふよ
うな意味において、公団が公団所有地を民間に売
却することもございます。

○坂上委員 そういう意味ですか。では、それは
その程度でいいです。

さて、前身は日本住宅公団あるいは宅地開発公
団でしたか、この二つが一緒になつて今の住都公
団ができるようございますが、この日本住
宅公団等の最初から今日までの通し会計で見た場
合に、一体この收支はどうなつてゐるのですか。
赤字なのか黒字なのか、それだけでいいです。

○京須参考人 昭和六十一年度末におきまする損
益勘定で申し上げますと、累積の欠損金は住宅・
都市整備勘定におきましては約十二億円でござい
ます。これは公園事業という事業が入つております
して、これが住宅・都市整備公団に変わりました
際に新たに付加されました公団の事業でございま
して、初期投資といった関係がございますので、
この公園部分の赤字によりまして全体が赤字にな
つております。それからまた、鉄道・軌道勘定
におきましても、同じく初期投資の関係で約二十
二億円の赤字になつております。

しかしながら、先行投資的なものを除きま
すと、住宅宅地の関係につきましては収支が相償つ
ております。

○坂上委員 収支は相償うようにしておるのが決
算諸表なのだろうと思うのでございます。ちよつ
と詳しく聞きたいのですが、時間がありませんの
で、一応これは結構です。

さて、それでは公団住宅の家賃の総収入といふ
のは一体年間どれぐらいあるのですか。一戸当たり
平均、大体どれくらいの家賃収入になつております。

に答弁をお願いいたします。

○木内政府委員 先生から御指摘がありました湯沢町の関係でございまして、二つのリゾート開発が今持ち上がろうとしております。これは昨年の暮れの県のヒアリングで聞いた話でございますけれども、その中に街路と公園につきましてNTT-T-A型の該当事業がありそうな感じでございます。

○垣見説明員 先生お尋ねの事案につきましては、警視庁において捜査をいたしました事案でございまして、当時住宅・都市整備公団東京支社赤坂営業所の保全課係長をしていた被疑者が、昭和六十一年度実施の住宅補修工事の受注、監督等に便宜、有利な取り計らいをしたことの謝礼といった疑惑で、昭和六十一年七月ごろから同年十二月ごろまでの間数回にわたりまして現金合計數十万円の供与を受けたというものでございます。

○坂上委員 この事案につきましては、本年三月一日收賄容疑で一名贈賄容疑で三名の被疑者を逮捕、所要の捜査を行いまして立件送致をいたしております。

午後零時八分休憩

○中村委員長 午後一時一分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○矢追委員 最後に、住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案について、その法案そのものについてお伺いをしたいと思います。

○矢追委員 質疑を続行いたします。矢追秀彦君。

○矢追委員 最初に、住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案について、その法案そのものについてお伺いをしたいと思います。

○矢追委員 まず、今回の法律案が前回とは異なりまして、前回は、このNTT株の売却益に関しましては

括した法案で大蔵委員会に提出をされたわけです

が、今回は各省はばらばらに出てきたわけですね。まことに理由について御説明いただきたい。

○木内政府委員 昨年の百九国会では、NTTの基本法の制定が必要であったわけでございます。それからまた、NTT制度のA、B、C型一般にわたり、かつ関係各省の施策を網羅したいゆえの実施法を基本法と同時に制定する必要があったものでございますので、その基本法と実施法を一括して大蔵委員会で審議が行われたわけでございます。

今日は、各省の実施法についての改正でござりますので、各省ごとに分けて、それぞれまとめて御審議願うというふうなスタイルをとつたものと聞いております。

○矢追委員 それで、補正予算で前回の法案が実施されたわけでございますが、まず、この売却益の予算に組み入れられたA、B、Cタイプの金額はどうなっておりますか。それが今日までどのように行はれてきておるか、状況をお伺いしたい

と思います。

○木内政府委員 昨年の百九国会において、A型事業としましては、公園及び地方道路公社等が行う有料駐車場あるいはパーキングエリア等の整備事業、もう一つは第三セクターが行う道路、公園、下水道等の整備事業が創設されたところでございますけれども、これらの事業は、六十二年度補正予算においては総額で八十三億が計上されたわけでございます。

この八十三億全体につきまして実施計画は一応策定されましたけれども、資金需要の生じたものから貸付決定を行つております。貸付決定は三十三億円ということになつております。したがいまして、六十三年度において貸し付けが繰り越されるという事業が相当あることになります。具体的なプロジェクトはよろしくお聞かせください。

○矢追委員 いいです。

Bタイプ、Cタイプもお願いできますか。

○木内政府委員 補正のAタイプ、Bタイプ別では、Aタイプが八十三億、Bタイプが一千七百一十七億でございます。

○矢追委員 先ほど三十三億円しか決定してないと言われましたが、その理由はどこにあるのか。手続が大変おくれておるのか、それとも計画がまとまっていないのか、あるいは実際、要請といいますか要望というのがなかつたのか。一覧表ではちゃんとできているわけですね。道路公団あるいは第三セクターの関係、きちっと八十三億の予算が組まれているわけですが、現実、今言わたよ

うに三十三億円しか決まっていない。その原因はどこにあるのか、お伺いしたい。

○木内政府委員 補正で新しくできた制度でございますので、制度の内容の全国への周知に一生懸命努力したわけでございますけれども、周知が必ずしも十分できなかつたというふうなこと、それから執行体制で、事業の執行には第三セクターなどから数多くの融資相談が寄せられております。一部の案件につきましては六十二年度に貸し付けを現実に行つたところでございますけれども、構想段階にあつたいろいろなプロジェクトの実施に時間がとつてしまつたということがあります。こうしたことと予定どおりいつてないわけでございますけれども、六十三年は実質的に二年目でございますので、万全な消化をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○矢追委員 時間がなかつたこと、いろいろな問題があつたかと思いますが、私が指摘をしたいのは、このNTT株の売却益については各方面とも非常に関心が高くて、申し込みといいますか名のりを上げるところが非常に多いわけです。にもかかわらず、少なくも六割、七割ぐらいですか決定していかなければいけないのですが、八十三億のうち三十億という半分以下といふことであります。とにかくわざと、少くとも六割、七割ぐらいですか決定していかなければいけないのですが、八十三億のうち三十億といふことであります。しかし、このN

れども、そういう状況ですからそんな時間がかかるのかなと思うわけでございまして、重ねてお伺いをいたしますが、いかがですか。

○木内政府委員 確かに、周知徹底と準備ということが外にはまだ私ども今のところ思ひ当たりませんので、できるだけそちらの方に努力してまいりたいと考えております。

○矢追委員 いわゆる民活型、開銀等からの分については大蔵省さんになりますか、これも相当使いたいと思いますが申し込みがないといいますか、その状況はおわかりですか。

○武藤説明員 お尋ねのCタイプにつきましては、開銀等に対しまして地方公共団体あるいは民間企業などから数多くの融資相談が寄せられております。一部の案件につきましては六十二年度に貸し付けを現実に行つたところでございますけれども、構想段階にあつたいろいろなプロジェクトについて具体的な融資に至るまでには新たに第三セ

セクターとしての事業主体を形成して行うといふ点でございますので、時間的に対応が難しいといふ点でございます。それから、これはあくまでも採算性というか収益性で、収益によりまして返済をしなければなりませんので、そういう意味で、貸し付けに際しましての企業審査が開銀等におきまして非常に慎重に行われているといったような事情があります。それから、これはあくまでも採算性というか収益性で、収益によりまして返済をしなければなりませんので、そういう意味で、貸し付けに際しましての企業審査が開銀等の認定あるいは地域指定といつた法的手続に時間をおきまして非常に慎重に行われているといつたことは外にはまだ私ども今のところ思ひ当たりませんので、できるだけそちらの方に努力してまいりたいと考えております。

○矢追委員 新聞報道によりますと、大体七十億

円程度で五百億円以上は使った見通しである、六十二年度中には二十五件、予算額の一・二%、こういうふうなことがマスコミには書かれておるわけですが、今計数はわからないということがありますので、やむを得ませんが、これも先ほどの質疑と同じことになりますけれども、六十三年度はそれではいかがですか、かなりいろいろな候補が出ておりますけれども。

○武藤説明員 六十三年度におきますCタイプの予算額は一千億円でございます。

六十二年度におきましては、ただいま申し上げましたような二、三の理由によりまして繰り越し

になる可能性が非常に強いわけでございますけれども、六十三年度におきましては、既に制度が動き上がってから時間がたつておるので、懐妊期間といいますかそういう時間の経過がござりますので、これは十分に使えるものというふうに現段階では考えております。

○矢追委員 大臣、これは補正予算でせつかく組

まれておりますながらこういう状況でございます。したがいまして、六十三年度、これがかなり進まないやならぬわけで、せっかくのNTT株の売却益というのは本来はやはり国債整理基金特別会計に入れて、いわゆる国債の残高の償還に充てるべきであるというのが私の基本的な考え方です。しかし内需拡大、いろいろな財政の問題等ありますので、やむを得ずこういう無利子の貸し出しというふうになつたわけです。非常に貴重な財源ですから、やはりその年度年度きちんと消化をしていかないと意味がないですから、これはひとつ六十二年度の反省に基づいて六十三年度はきちんとしていただきたい、こう思うのですが、その点いかがですか。

○越智国務大臣 お説のとおり、年度年度で処理していくべきであります。結局A型の貸し付けといふのは、政府委員からお答えをいたしましたように、いろいろ問題があろうと思いますが、また、

初めてでありましたから、六十三年度からは年度当初から準備をし、また指導をして適正に行われるように努めてまいりたいと思います。

○矢追委員 次に、非常に初步的な質問で恐縮ですが、この法律の名称がこういうふうな名前になつたのはなぜなのか。私は、これは先ほど一括法と関連するわけですが、NTT株の売却益の無利子の融資ですから、そういうふうな名前というものをつけた上でこういう法案にすべきではないのかなと思うわけです。ただその関連の法案を並べて、一番頭にある住宅・都市整備公団法等の一部改正案、こういうことになってきたわけですから、去年はきちんと、どういう法律の法をついた上でのことに対する実施とかそういうのは厳しくやらなければいけないかなどいう考えを持つておりますので、先ほど申し上げたように大事な財源ですから、そういうことでもう少しわかりやすい名前、名前は長くなつてもNTT株ということがわかるような法律にすべきではなかつたかなと思うのですが、この点はいかがですか。

○木内政府委員 先ほどお答えしましたように、ことしは基本法と並行でなくて実施法の六本を並列的に審議していただくということになつたのですけれども、これをまとめてやる場合に、普通代表だと、これは法制上のテクニックのようですが、今までおっしゃる趣旨はわかるのですけれども、法律等の改正とするのが通常のようですが、いままで、その六本の法律、言うのは省略させていたただきましたけれども、これをまとめてやる場合に、普

○矢追委員 次に、これは大蔵省になると思いますが、昨年まではNTT株の売却益は国債整理基金特別会計から一般会計、そして産業投資特会に流れられて、それから道路整備特会、都市開発資金金融特会に入れられた、この二つしか道は開かれなかつたわけですから、今回治水特会に道が開かれる、あるいはまたその他住宅・都市整備公団、地域振興整備公団あるいは地方住宅供給公社等にも直接これが出来ていくというふうに今までより道が広げられたわけですが、これが追加されたのはどういうところにあるのか。私が先ほど指摘をした、昨年の補正が全部使い切れたたただからもつと使わなければいけないかね、そのためには窓口は広げなければいけないという理由でこうなつてきたのか、またそれ以外の理由があるのか、その点はいかがですか。

○武藤説明員 六十三年度の予算編成におきましては、もう一つ、先ほど聞きましたが、そうしますと私は、もう一つ、先ほど聞きましたが、そうしますと御承知のように日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案、長い名前ですけれども、要するにNTT株だということがわかるわけです。ところがこれだと、もちろん法案によつては名前だけのことですからわからなくていい、私はそこだけのことはなぜなんですが、なぜ私はこの名前だけのことですか。私は、これは先ほどつけたのをついた上でこういう法案にすべきではないのかなと思うわけです。ただその関連の法を並べて、一番頭にある住宅・都市整備公団法等の一部改正案、こういうことになってきたわけですから、去年はきちんと、どういう法律の法をついた上でのことに対する実施とかそういうのは厳しくやらなければいけないかなどいう考えを持つておりますので、先ほど申し上げたように大事な財源ですから、そういうことでもう少しわかりやすい名前、名前は長くなつてもNTT株ということがわかるような法律にすべきではなかつたかなと思うのですが、この点はいかがですか。

○木内政府委員 先生のおっしゃる趣旨はわかるのですけれども、法律上、通常こういつた場合にこういう名前で使っているのが法律上の建前のよ

うでございますので、こうさせていただいたわけでもございます。

○矢追委員 次に、これは大蔵省になると思いますが、昨年まではNTT株の売却益は国債整理基金特別会計から一般会計、そして産業投資特会に流れられて、それから道路整備特会、都市開発資金金融特会に入れられた、この二つしか道は開かれなかつたわけですから、今回治水特会に道が開かれる、あるいはまたその他住宅・都市整備公団、地域振興整備公団あるいは地方住宅供給公社等にも直接これが出来ていくというふうに今までより道が広げられたわけですが、これが追加されたのはどういうところにあるのか。私が先ほど指摘をした、昨年の補正が全部使い切れたたただからもつと使わなければいけないかね、そのためには窓口は広げなければいけないという理由でこうなつてきたのか、またそれ以外の理由があるのか、その点はいかがですか。

○武藤説明員 ただいまのお尋ねの中の治水特別会計ということでございますけれども、やはり特別会計を新たにつくるということについては御指

摘のようないろいろな問題があろうかと思いますが、既にある特別会計、これは例えば治水特別会計でございますと治水事業を一元的に運用しておる特別会計でございますので、治水に関連するものは治水特別会計というものを通すというのがむしろ自然の姿ではないかというふうに考へておるわけございます。

○矢追委員 次にお伺いしたいのは、この六十三年度のAタイプの中に、治水は今治山治水ということになつて、その中でまた治水、海岸、急傾斜地、こうなつておりますね。そのうちの治水のお金、百三十五億二百万、これはどこの会計に入り、海岸の七億九千五百万、これがどこへ入るのか、あるいは急傾斜地の七億百万、これはどこへ流れいくのか、これをちょっと教えていただきたい。

○萩原政府委員 お答えをいたします。

最初の河川、ダム、砂防につきましては、親会計と申しますか治水特別会計において現在経理をいたしておりますので、主計官が答えられましたように、治水特別会計を通して民都開発機構の方へお金が流れるということにならうかと思ひます。

それから、現に一般会計で経理をしております海岸保全事業、急傾斜地崩壊対策事業、これは都市開発資金通特別会計を通させていただきまして、やはり民都開発機構を通じまして第三セクターの方へ回させていただくことにならうかと思つております。

○矢追委員 本来的に海岸とか急傾斜地は一般会計でやるべきであったのが、このような形でNTT株の売却益といふことで都市開発資金通特別会計に入つてきたわけですが、それは結局、第三セクターあるいは土地区画整理組合がやる海岸であり、急傾斜地だと思うのです。本来これは果たしてAタイプに属するものなのかなどうなのか、ちょっと無理があるのではないか、私はこう言いたいわけなんですが、その点はいかがですか。

○萩原政府委員 ただいまの状況でも、宅地造成

その他につきまして、公共事業として私どもが所管いたします公共事業費の中で施設整備をしておるものもあるわけでございます。ただ、開発事業者の方が大変急がれる事情があり、また私どもから見ても、いわゆる公共事業として採択基準等に合致しておりますものでも、事業全体の配分の関係から実態上なかなかお金が回らない地域というのがあるわけでございます。そのような地域について現実にどうしておられるかと云うと、どうしても急がれる場合には開発者側において事実上お金を取りられてそういう施設を負担してつくつておられるという実情にあるわけでございます。その辺がこの無利子融資によりまして大変救われることにならうかと思ひますし、そういう意味でA型事業として成立するのではないかという判断をいたしまして、かような形でお願いをしておるわけでございます。

○矢追委員 実際、例えばAタイプの海岸を取り上げますと、具体的にはどういうことが考えられておるのでですか。これはいずれ貸し出ししていくわけですね。これからいろいろな候補が上がつてきて、審査をして決定してお金が出されると思うのですけれども、去年あたりから申し込みがいろいろあると思うのですが、具体的に言いますと大体どうのものなのか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。

海岸と総みますものとしましては、私どもがイメージをしておりますのは、海岸線におきまして、例えば私どもの防波堤等のいわゆる海岸保全施設とあわせて行われますマリーナ等の一部施設に使える場合があろうかと思つておるわけでござります。このような組み合わせで実際にはA型の融資が行われることになるのではないかと考えております。

○矢追委員 大変素人的な質問で恐縮ですが、実際に今言われた一つの地域、マリーナのところができるとしますね。それにこのお金が出て、海岸線全体としてはきちんと防波堤をつくつていかなればならぬ。ところが、その部分だけはNTT

株の売却益となるわけですね。お金もこういう第三者セクターに入つてくる。だから、その部分とこれらと結局工事は分けてやれるものに限られない、連続してやつた方が得な場合もありますし、また防波堤に目印をつけるのにいきませんから、これはAタイプの防波堤です、こつちはBタイプの防波堤です、これは本来の仕事をやる上においてそうしたきらいとした峻別というのではできるわけですか。どちらに貸し出しても急がれる場合には開発者側において事実上お金を取りられてそういう施設を負担してつくつておられるという実情にあるわけでございます。それが、実際の仕事をやる上においてそうしたきらいしたことにならうかと思ひますし、そういう意味でA型事業として成立するのではないかという判断をいたしまして、かような形でお願いをしておるわけでございます。

○矢追委員 実際、例えばAタイプの海岸を取り上げますと、具体的にはどういうことが考えられておるのでですか。これはいずれ貸し出ししていくわけですね。これからいろいろな候補が上がつてきて、審査をして決定してお金が出されると思うのですけれども、去年あたりから申し込みがいろいろあると思うのですが、具体的に言いますと大体どうのものなのか。

○萩原政府委員 お答えをいたします。

海岸なら海岸全体で見ますれば、やはり私どもの公共事業として考えております全体計画の中であるべきだらうと考へておりますので、急にそこだまりーナができますために新しく事業の方が起こつてくるということではなかろうと思ひますので、全体計画の中ではめ込まれるべき事業だと思っております。ただ、それが資金的に、在來の公共事業で行われるか今回の融資を通して行われるかとのことですけれども、去年あたりから申し込みがいろいろあると思うのですが、具体的に言いますと大

株の売却益となるわけですね。お金もこういう第三者セクターに入つてくる。だから、その部分とこれらと結局工事は分けてやれるものに限られない、連続してやつた方が得な場合もありますし、また防波堤に目印をつけるのにいきませんから、これはAタイプの防波堤です、こつちはBタイプの防波堤です、これは本来の仕事をやる上においてそうしたきらいとした峻別というのではできるわけですか。どちらに貸し出しても急がれる場合には開発者側において事実上お金を取りられてそういう施設を負担してつくつておられるという実情にあるわけでございます。それが、実際の仕事をやる上においてそうしたきらいしたことにならうかと思ひますし、そういう意味でA型事業として成立するのではないかという判断をいたしまして、かのような形でお願いをしておるわけでございます。

○矢追委員 実際、例えばAタイプの海岸を取り上げますと、具体的にはどういうことが考えられておるのでですか。これはいずれ貸し出ししていくわけですね。これからいろいろな候補が上がつてきて、審査をして決定してお金が出されると思うのですけれども、去年あたりから申し込みがいろいろあると思うのですが、具体的に言いますと大

株の売却益となるわけですね。お金もこういう第三者セクターに入つてくる。だから、その部分とこれらと結局工事は分けてやれるものに限られない、連続してやつた方が得な場合もありますし、また防波堤に目印をつけるのにいきませんから、これはAタイプの防波堤です、こつちはBタイプの防波堤です、これは本来の仕事をやる上においてそうしたきらいとした峻別というのではできるわけですか。どちらに貸し出しても急がれる場合には開発者側において事実上お金を取りられてそういう施設を負担してつくつておられるという実情にあるわけでございます。それが、実際の仕事をやる上においてそうしたきらいしたことにならうかと思ひますし、そういう意味でA型事業として成立するのではないかという判断をいたしまして、かのような形でお願いをしておるわけでございます。

○木内政府委員 そういふことのないよう、まず最初に貸し出しに当たつてそういう点を十分チェックするわけでございますけれども、貸し出したものは回収する予定でございます。

○矢追委員 それではその次にこの活用でございますが、先ほど来きちんと厳格な審査を行つてやつていくと言われておりますが、現実問題としては、六十二年度を見ましてもかなり具体的に地方の方にも入つておりますけれども、これからレジャーとかそういうことも含めまして採算性のあるところに貸し出すとなりますと地域が偏つてこないか、このように思うわけなんです。どうしても収益性の高いところに、首都圏を中心とした事業に偏つていくのではないか、そういう懸念を感じますのですが、その点はいかがですか。まあソートなんかは割合地方になるかと思いますけれども、やはり新しく開拓される地域で七件というふうなことで、若干三千大都市圏の方々が上回つておる。一般的の公共事業の支出で見ますと、通常の公共事業の場合は建設省所管で六五・五%が地方、三大都市圏が三四・五という

○矢追委員 大変素人的な質問で恐縮ですが、実際に今言われた一つの地域、マリーナのところができるとしますね。それにこのお金が出て、海岸線全体としてはきちんと防波堤をつくつていかなればならぬ。ところが、その部分だけはNTT

株の売却益となるわけですね。お金もこういう第三者セクターに入つてくる。だから、その部分とこれらと結局工事は分けてやれるものに限られない、連続してやつた方が得な場合もありますし、また防波堤に目印をつけるのにいきませんから、これはAタイプの防波堤です、こつちはBタイプの防波堤です、これは本来の仕事をやる上においてそうしたきらいとした峻別というのではできるわけですか。どちらに貸し出しても急がれる場合には開発者側において事実上お金を取りられてそういう施設を負担してつくつておられるという実情にあるわけでございます。それが、実際の仕事をやる上においてそうしたきらいしたことにならうかと思ひますし、そういう意味でA型事業として成立するのではないかという判断をいたしまして、かのような形でお願いをしておるわけでございます。

○木内政府委員 そういふことのないよう、まず最初に貸し出しに当たつてそういう点を十分チェックするわけでございますけれども、貸し出したものは回収する予定でございます。

○矢追委員 それではその次にこの活用でございますが、先ほど来きちんと厳格な審査を行つてやつていくと言われておりますが、現実問題としては、六十二年度を見ましてもかなり具体的に地方の方にも入つておりますけれども、これからレジャーとかそういうことも含めまして採算性のあるところに貸し出すとなりますと地域が偏つてこないか、このように思うわけなんです。どうしても収益性の高いところに、首都圏を中心とした事業に偏つていくのではないか、そういう懸念を感じますのですが、その点はいかがですか。まあソートなんかは割合地方になるかと思いますけれども、やはり新しく開拓される地域で七件というふうなことで、若干三千大都市圏の方々が上回つておる。一般的の公共事業の支出で見ますと、通常の公共事業の場合は建設省所管で六五・五%が地方、三大都市圏が三四・五という

NTTのB型は地方振興のために役立っていると
いうことでございます。

A型は収益還元型でございますから先生のおつ
しやるような傾向は確かにあろうかと思ひますけ
れども、私どもとしましては、新たな施策、メ
ニュ一と申しますか新たな事業を考えるに当たつ
ても、あるいは運用に当たつても、できるだけ大
都市に偏ることのないように努めてまいりたいと
考えておりますので、よろしくお願ひいたしたい
と思います。

○矢追委員 次に、公団等の宅地開発に関連して
整備される公共施設につきまして、設置後の管理
主体との引き継ぎが円滑に行われないという心配
があるわけですが、その点についてはいかがです
か。

○望月政府委員 およそ住宅・都市整備公団など
が行います宅地開発と一体となつて整備する道
路、公園などのいわゆる公共施設の管理、これは
最終的にはその管理者である公団等に移さな
きやならぬというものでございます。そういうた
めに、今までも公団が事業計画をつくりある
いは事業を進めるに当たつて事前に管理者である
公団等と十分な協議をして事業を進めていると
ころでございまして、今までもおかげさまで円滑
に管理の移行が進んでおります。今回のNTT—
A型の事業につきましても全く同じ扱いで取り
組んでいただくということでございますので、
基本的には從前と変わりなく事業を進めさせてい
ただきたいと考えておる次第でございます。

○矢追委員 今回の公団等の宅地開発に関連した
公共施設の整備、これは本来地方公団等が補助
事業として整備すべきであるものを、実際は、補
助金タイプ、Bはそうですが、公団等がNTT株
売却収入によるAタイプによつても整備をするわ
けですが、これはいずれ返さなきやならぬわけで
して、そういうことを考えますと、結果的に宅地
購入者の負担増加につながることはあると思うの
ですね。幾らお金を出したって、利息はついてな
いにせよそれは借金ですから、その点のおそれと

いうのはないのかどうか、お伺いしたいと思いま
す。

○望月政府委員 おつしやるとおり、こういつた
ことからしますと、基本的にいわゆ
るものということからしますと、基本的にいわゆ
るものと申しますか新たな事業を考
えるに当たつても、できるだけ大
都市に偏ることのないように努めてまいりたいと
考えておりますので、よろしくお願ひいたしたい
と思います。

○矢追委員 おつしやるとおり、貸付金の分につ
いては、先ほどもお答えをいたしましたが、
A型につきましては都市のみでなくして全体的に

整備されるといふ形での貢献はないわけであ
りませんが、いわゆる宅地事業の進度あるいは事業のやり方と
いう中で、一気に整備するといふ宅地事業者の
ニーズと現実の関係公団なりあるいは予算の
事情などからすると必ずしもマッチしないといふ
現実があるわけとして、その間に、いわば補助対
象として採択すべきはしているのでござりますけ
れども、現実に対応できないものについて從来は
いわゆる有利子の金を使って整備している、こう
いうものであるわけです。私ども今回NTT—A
型を活用するに当たりましても、公共事業で進め
るべきものはまず積極的に取り上げる、こうい
た基本的構えはいささかも変わつてないわけでござ
いまして、むしろこれまで有利子のお金で整備
してきた事業についてNTT—A型事業を導
入したいと考えておる次第でございますから、む
しろ金利の低減、無利子化ということに努めてい
うとするものでございます。

○矢追委員 それでは、この問題の最後の方にな
りますけれども、先ほども議論が出ておりました
が、このNTT株の売却収入というののはいすれは
なくなるわけです。今のところは公共事業は伸び
ておりますが、結局NTT株の売却収入分の活用
に負うところが非常に多いわけでして、もしこれ
がなければやはり公共事業の予算というのは大変
少なかつたわけでございます。

そういうことを考えますと、将来果たしてどう
なつっていくのか。これは財政再建の問題と関係を
してきますけれども、あと公共事業をやっていく
ために総予算の中でどれくらい必要なのか。これ
は、先ほどから申し上げておりますように、大事

なお金だけにむだにならないように、これが必ず
景気刺激につながつて税収の伸びに貢献するよう
なやり方、それと、本当にむだのないよう効率
的なやり方、六十一年度は事情があつたから私こ
れ以上追及はいたしませんが、六十三年度でもし
使い残し等が出てきたならば、これは問題になる
と私は思います。そういう点で、この執行の適

の行革だつて結局、言い方は悪いかもわかりませ
んけれども、極端な言い方をしますと国鉄と電電
公社がJ.RとNTTに民営化されたということぐ
らい。たゞこ産業もありますけれども、あれはま
だこういうふうな形での貢献はないわけであ
りませんが、いわゆる公共事業費をもつて整備する
ものと申しますか新たな事業を考
えるに当たつても、できるだけ大
都市に偏ることのないように努めてまいりたいと
考えておりますので、よろしくお願ひいたしたい
と思います。

○矢追委員 おつしやるとおり、貸付金の分につ
いては、先ほどもお答えをいたしましたが、
A型につきましては都市のみでなくして全体的に

整備されるといふ形での貢献はないわけであ
りませんが、いわゆる宅地事業の進度あるいは事業のやり方と
いう中で、一気に整備するといふ宅地事業者の
ニーズと現実の関係公団なりあるいは予算の
事情などからすると必ずしもマッチしないといふ
現実があるわけとして、その間に、いわば補助対
象として採択すべきはしているのでござりますけ
れども、現実に対応できないものについて從来は
いわゆる有利子の金を使って整備している、こう
いうものであるわけです。私ども今回NTT—A
型を活用するに当たりましても、公共事業で進め
るべきものはまず積極的に取り上げる、こうい
た基本的構えはいささかも変わつてないわけでござ
いまして、むしろこれまで有利子のお金で整備
してきた事業についてNTT—A型事業を導
入したいと考えておる次第でございますから、む
しろ金利の低減、無利子化ということに努めてい
うとするものでございます。

○矢追委員 それでは、この問題の最後の方にな
りますけれども、先ほども議論が出ておりました
が、このNTT株の売却収入というののはいすれは
なくなるわけです。今のところは公共事業は伸び
ておりますが、結局NTT株の売却収入分の活用
に負うところが非常に多いわけでして、もしこれ
がなければやはり公共事業の予算というのは大変
少なかつたわけでございます。

そういうことを考えますと、将来果たしてどう
なつっていくのか。これは財政再建の問題と関係を
してきますけれども、あと公共事業をやっていく
ために総予算の中でどれくらい必要なのか。これ
は、先ほどから申し上げておりますように、大事

なお金だけにむだにならないように、これが必ず
景気刺激につながつて税収の伸びに貢献するよう
なやり方、それと、本当にむだのないよう効率
的なやり方、六十一年度は事情があつたから私こ
れ以上追及はいたしませんが、六十三年度でもし
使い残し等が出てきたならば、これは問題になる
と私は思います。そういう点で、この執行の適

の行革だつて結局、言い方は悪いかもわかりませ
んけれども、極端な言い方をしますと国鉄と電電
公社がJ.RとNTTに民営化されたということぐ
らい。たゞこ産業もありますけれども、あれはま
だこういうふうな形での貢献はないわけであ
りませんが、いわゆる公共事業費をもつて整備する
ものと申しますか新たな事業を考
えるに当たつても、できるだけ大
都市に偏ることのないように努めてまいりたいと
考えておりますので、よろしくお願ひいたしたい
と思います。

○越智国務大臣 お説のとおり、貸付金の分につ
いては、先ほどもお答えをいたしましたが、
A型につきましては都市のみでなくして全体的に

整備されるといふ形での貢献はないわけであ
りませんが、いわゆる宅地事業の進度あるいは事業のやり方と
いう中で、一気に整備するといふ宅地事業者の
ニーズと現実の関係公団なりあるいは予算の
事情などからすると必ずしもマッチしないといふ
現実があるわけとして、その間に、いわば補助対
象として採択すべきはしているのでござりますけ
れども、現実に対応できないものについて從来は
いわゆる有利子の金を使って整備している、こう
いうものであるわけです。私ども今回NTT—A
型を活用するに当たりましても、公共事業で進め
るべきものはまず積極的に取り上げる、こうい
た基本的構えはいささかも変わつてないわけでござ
いまして、むしろこれまで有利子のお金で整備
してきた事業についてNTT—A型事業を導
入したいと考えておる次第でございますから、む
しろ金利の低減、無利子化ということに努めてい
うとするものでございます。

○矢追委員 それでは、この問題の最後の方にな
りますけれども、先ほども議論が出ておりました
が、このNTT株の売却収入というののはいすれは
なくなるわけです。今のところは公共事業は伸び
ておりますが、結局NTT株の売却収入分の活用
に負うところが非常に多いわけでして、もしこれ
がなければやはり公共事業の予算というのは大変
少なかつたわけでございます。

そういうことを考えますと、将来果たしてどう
なつっていくのか。これは財政再建の問題と関係を
してきますけれども、あと公共事業をやっていく
ために総予算の中でどれくらい必要なのか。これ
は、先ほどから申し上げておりますように、大事

なお金だけにむだにならないように、これが必ず
景気刺激につながつて税収の伸びに貢献するよう
なやり方、それと、本当にむだのないよう効率
的なやり方、六十一年度は事情があつたから私こ
れ以上追及はいたしませんが、六十三年度でもし
使い残し等が出てきたならば、これは問題になる
と私は思います。そういう点で、この執行の適

の行革だつて結局、言い方は悪いかもわかりませ
んけれども、極端な言い方をしますと国鉄と電電
公社がJ.RとNTTに民営化されたということぐ
らい。たゞこ産業もありますけれども、あれはま
だこういうふうな形での貢献はないわけであ
りませんが、いわゆる公共事業費をもつて整備する
ものと申しますか新たな事業を考
えるに当たつても、できるだけ大
都市に偏ることのないように努めてまいりたいと
考えておりますので、よろしくお願ひいたしたい
と思います。

○矢追委員 おつしやるとおり、貸付金の分につ
いては、先ほどもお答えをいたしましたが、
A型につきましては都市のみでなくして全体的に

整備されるといふ形での貢献はないわけであ
りませんが、いわゆる宅地事業の進度あるいは事業のやり方と
いう中で、一気に整備するといふ宅地事業者の
ニーズと現実の関係公団なりあるいは予算の
事情などからすると必ずしもマッチしないといふ
現実があるわけとして、その間に、いわば補助対
象として採択すべきはしているのでござりますけ
れども、現実に対応できないものについて從来は
いわゆる有利子の金を使って整備している、こう
いうものであるわけです。私ども今回NTT—A
型を活用するに当たりましても、公共事業で進め
るべきものはまず積極的に取り上げる、こうい
た基本的構えはいささかも変わつてないわけでござ
いまして、むしろこれまで有利子のお金で整備
してきた事業についてNTT—A型事業を導
入したいと考えておる次第でございますから、む
しろ金利の低減、無利子化ということに努めてい
うとするものでございます。

○矢追委員 それでは、この問題の最後の方にな
りますけれども、先ほども議論が出ておりました
が、このNTT株の売却収入というののはいすれは
なくなるわけです。今のところは公共事業は伸び
ておりますが、結局NTT株の売却収入分の活用
に負うところが非常に多いわけでして、もしこれ
がなければやはり公共事業の予算というのは大変
少なかつたわけでございます。

そういうことを考えますと、将来果たしてどう
なつっていくのか。これは財政再建の問題と関係を
してきますけれども、あと公共事業をやっていく
ために総予算の中でどれくらい必要なのか。これ
は、先ほどから申し上げておりますように、大事

なお金だけにむだにならないように、これが必ず
景気刺激につながつて税収の伸びに貢献するよう
なやり方、それと、本当にむだのないよう効率
的なやり方、六十一年度は事情があつたから私こ
れ以上追及はいたしませんが、六十三年度でもし
使い残し等が出てきたならば、これは問題になる
と私は思います。そういう点で、この執行の適

の行革だつて結局、言い方は悪いかもわかりませ
んけれども、極端な言い方をしますと国鉄と電電
公社がJ.RとNTTに民営化されたということぐ
らい。たゞこ産業もありますけれども、あれはま
だこういうふうな形での貢献はないわけであ
りませんが、いわゆる公共事業費をもつて整備する
ものと申しますか新たな事業を考
えるに当たつても、できるだけ大
都市に偏ることのないように努めてまいりたいと
考えておりますので、よろしくお願ひいたしたい
と思います。

○矢追委員 おつしやるとおり、貸付金の分につ
いては、先ほどもお答えをいたしましたが、
A型につきましては都市のみでなくして全体的に

整備されるといふ形での貢献はないわけであ
りませんが、いわゆる宅地事業の進度あるいは事業のやり方と
いう中で、一気に整備するといふ宅地事業者の
ニーズと現実の関係公団なりあるいは予算の
事情などからすると必ずしもマッチしないといふ
現実があるわけとして、その間に、いわば補助対
象として採択すべきはしているのでござりますけ
れども、現実に対応できないものについて從来は
いわゆる有利子の金を使って整備している、こう
いうものであるわけです。私ども今回NTT—A
型を活用するに当たりましても、公共事業で進め
るべきものはまず積極的に取り上げる、こうい
た基本的構えはいささかも変わつてないわけでござ
いまして、むしろこれまで有利子のお金で整備
してきた事業についてNTT—A型事業を導
入したいと考えておる次第でございますから、む
しろ金利の低減、無利子化ということに努めてい
うとするものでございます。

○矢追委員 それでは、この問題の最後の方にな
りますけれども、先ほども議論が出ておりました
が、このNTT株の売却収入というののはいすれは
なくなるわけです。今のところは公共事業は伸び
ておりますが、結局NTT株の売却収入分の活用
に負うところが非常に多いわけでして、もしこれ
がなければやはり公共事業の予算というのは大変
少なかつたわけでございます。

そういうことを考えますと、将来果たしてどう
なつていくのか。これは財政再建の問題と関係を
してきますけれども、あと公共事業をやっていく
ために総予算の中でどれくらい必要なのか。これ
は、先ほどから申し上げておりますように、大事

なお金だけにむだにならないように、これが必ず
景気刺激につながつて税収の伸びに貢献するよう
なやり方、それと、本当にむだのないよう効率
的なやり方、六十一年度は事情があつたから私こ
れ以上追及はいたしませんが、六十三年度でもし
使い残し等が出てきたならば、これは問題になる
と私は思います。そういう点で、この執行の適

の行革だつて結局、言い方は悪いかもわかりませ
んけれども、極端な言い方をしますと国鉄と電電
公社がJ.RとNTTに民営化されたということぐ
らい。たゞこ産業もありますけれども、あれはま
だこういうふうな形での貢献はないわけであ
りませんが、いわゆる公共事業費をもつて整備する
ものと申しますか新たな事業を考
えるに当たつても、できるだけ大
都市に偏ることのないように努めてまいりたいと
考えておりますので、よろしくお願ひいたしたい
と思います。

○矢追委員 おつしやるとおり、貸付金の分につ
いては、先ほどもお答えをいたしましたが、
A型につきましては都市のみでなくして全体的に

とつぜひ御協力いただいて、公共事業、特に全国画一的に格差が縮まつていくようなふうにやつていただきたい、こう思ひますが、ひとつ御協力のほどをお願いいたしたい、かようにもう次第であります。

けれども、高齢化社会と住宅問題についてお伺いをしたいと思います。

に比べても非常に急テンポに高齢化社会に進んでおります。数字等についてはもう御承知と思いまして申し上げませんが、これから大変高齢者がふえるわけでありまして、一番問題は、この高齢者の方の年金それから医療、そして住宅、この三本柱だと思うのですね。要するにお金とそれから命と住まい、これは当たり前のことですが、そこで住宅の問題も非常にこれから深刻になつていくわけでありまして、全国的に住宅ストックの水準を高めていかなければならぬと思うのですが、建設大臣の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○越智国務大臣 高齢化社会の進展に伴いまして住宅対策、特に高齢者向けの住宅、これは非常に大切なことであります。したがいまして、公団、公営、こういう賃貸住宅にいたしましても高齢者向けの住宅、こういうことを進めてまいります。また公庫の貸付金につきましては、やはり高齢者等、今度は年金でござるから、これに

割り増しの貸し付けということも考えまして、大いに住宅を、持ち家あるいは貸し家、両方とも高齢者対策を考えながら進めていきたい。もちろん母子家庭であるとか身体障害者、こういうこともあります含めて今後の住宅対策を進めていきたい、かようと思つておる次第であります。

れると今度は、私なら私が私の母親を入れれば私が親不幸と、ああいうところへほつたらかしにしてと、こういうふうなことを言われる風潮が今まで強かつたわけです。

ただ、最近の若い人たち、いわゆる新人類とと言われる人たちは案外お年寄りと一緒にいたいといふ面も出てきております。また最近、今言われた三世代同居、あるいはお年寄りの方からいろんなことを学ぼうということも出てきておりますし、またそういうことを一生涯やつておられるお年寄りもいらっしゃいます。ボランティアでやつていらっしゃる方もおられる。そんな状況ですけれども、まだ現実は老人ホーム入居については反発が強いわけで、そういう意味では、先ほど大臣言われたような住宅をどうしていくかということになつてくると思うのです。

ヨーロッパといいますか先進国におきましては、例えはデンマークは公共住宅の一〇%は高齢者の住宅建設の義務づけをしております。オランダが六%、フランスは五%、さらに住宅手当がついておる。イギリスは一五%、これは一九六〇年代、ちょっと古いので恐縮ですけれども、そのように高齢者向けの住宅建設が義務づけられておる、こういうことであります。

そこで、我が国の場合にもこういった方法というのも考えられるのではないか。法的措置を講じまして家賃あるいはローンのことも含めてこういったお年寄り向けの住宅をある程度義務的につくる、こういうことが必要ではないかと思います。それから先ほど金利のことも大臣ちょっとお触れになりましたが、西ドイツでは百年償還、金利一%という超長期住宅ローン制度が整備されておると伺つておるわけですが、こういったことも含めまして、どのような方針でこれからいかれるのか。いかがですか。

○片山(正)政府委員 我が国におきまして、公的住宅を供給する場合に高齢者向けの住宅を数量的な義務づけるようなことはいたしてはおりません。しかし、大臣が御説明申し上げましたよ

に、高齢化社会の進展に伴いまして高齢者向け住宅の供給を充実することは非常に重要なことでございますので、この点につきましては、まず公営住宅におきまして、老人同居を可能としますための老人同居室がついている住宅、あるいはペア住宅など、高齢者向けの公営住宅の供給を行つてゐるところであります。また公団住宅におきましても、同居が可能な大型住宅の建設にも着手しているところであります。

また、公営、公団住宅ともに六十三年度には高齢者対策ということで、五階建てにつきましては従来エレベーターを設置しておりますが、それ設置するよりも、今回、六十三年度からそれを設置するようになつたということ、さらにもたら入居の選定にしましても倍率優遇をする。さらに、公営住宅につきましては入居の条件といたしまして同居の親族を要する、こういうことになつておるところですが、さういいますけれども、高齢者につきましては単身入居を認め、この際男子につきましては六十歳以上、女子につきましては五十歳以上ということとで単身入居を認めているという措置、さらに住宅金融公庫融資におきましても老人の同居割り増し付けを実施しておりますし、また親子二世代にわたる承継償還制度も適用しておりますし、さらに六十三年度からはホームエレベーターあるいは近居、隣居に対する親孝行ローン等の創設もいたしているところでございます。

次に、御指摘の中にございましたドイツにおきます償還期間の長い住宅対策等のお話でございますけれども、これにつきましては、ドイツの場合と我が国の場合の方法は若干違いまして、ドイツにおきましては融資をいたしました場合、元金を返還する、償還してまいるわけでありますけれども、初年度の元金償還の金額と全体の金額との比率、これを償還率と称しておりますが、これを1%とか2%でもってセッティングいたしまして、その結果としまして元利均等で償還していく場合に償還期間が自動的に決まつてくるという方式をとつてゐるそうでございます。この場合、

例えば我が国で行つております融資の最低の金利、四・五%という金利水準がござりますけれども、仮に四・五%の金利水準をとりまして先ほどお話ししたとおり、償還期間が三十九年で償還できる初年度の元金償還の償還率を1%として償還をいたしますと、償還期間が三十九年で償還できるというような状況でございますが、我が国はそのような方法をとつておりませんで、あらかじめ償還期間を決めまして元利均等償還なりの方法で償還をしていくわけでございますけれども、この償還の期間につきましても、従来は三十五年が最長でございましたが、六十二年度におきまして、親子二世代承継償還制度を利用しまして質の高い二世帯住宅をつくりました場合には最長の償還期間を五十年に延長するという超長期のローンをセッティングしたようなところでござります。

このような各種施策を適用いたしまして高齢化社会の進展に対応してまいりたいと考えております。

○矢追委員 今の五十年にしたことは承知しておりますが、これが伸びたことによりましてかなり申し込み等はふえてきておりますか。実情はいかがですか。細かい数字でなくて結構です。

○片山(正)政府委員 六十二年度の二世代承継償還制度の実績が、六十二年一月現在百三十三件でございます。

○矢追委員 過去からどうですか、ふえてますか、三十五年のときと比べますと。

○片山(正)政府委員 二世代承継償還は五十五年からやつておるのでそれとも、その全体の率はちょっと手元に資料を持ち合わせてございませんでけれども、六十二年度の百三十三件というのはそれほど大きな数字ではない状況でございます。

○矢追委員 また後からで結構でございますからお願いしたいと思います。

それから、建設省が六十二年度からやつておられるシルバーハウジング・プロジェクト制度、これは初年度として五カ所実施となつております

が、これは質問通告してなかつたので恐縮ですが、この状況がどうなのかということ、それから六十三年度以降新たにまた箇所をふやされる計画なのか、大体の見通しといいますか方針をお示ししていただきたいと思います。

○片山(正)政府委員 六十二年度に計画いたしました
したところでございますので、とりあえず計画を
つくりましたのが五カ所、六十三年度も同様の数
字でまいりますけれども、まだ実績として供給に
は至っておりません。
○矢追委員 実質供給は大体いつごろからになり
そうですか。

〇片山(正)政府委員 地方公共団体の計画で、計画着手年月日までは正確には把握しておりませんが、けれども、六十二年度計画のものにつきましては、当然本年度から供給すべく指導はいたしているところでございます。

○矢追義高 高齢化社会に対する対策というのではなくて、相当全体的な計画でいかないといけないと思うのですね。先ほども申し上げましたように、特に医療というのが相当大事になつてきまつし、それからお年寄りの生きがい論、そういうものももちろん住宅を建てればそれで終わりというのではなくて、相当全体的な計画でいかないといけないと思うのですね。先ほども申し上げましたように、特に医療というのが相当大事になつてしまふ、それからお年寄りの生きがい論、そういうもの

意味では生涯教育というようなことも言われておるわけですが、そういう総合的な計画でやらないと、ただ住宅でそうやっていけばいいというものではありません。そういう点を考えますと、なかなか一挙にやるもの難しいし、現実土地の高騰

等もあり大変なことであるわけです。
私もちょっと文献を見ておりましたら、これはが
住宅産業研修財団と生涯学習開発財団、これが鹿
児島県の喜界島で「六十一年度生涯学習のむら」
の本格的な展開に先立つてケーススタディーを行
った。H.O.P.E.計画ですか、こういうことがや
られておりまして、これは非常に結構なことだと
思います。これは建設省も応援をしておられるよ
うでござりますけれども、これは一つのケースス
タディーとされると思うのですが、こういつたこ
ともやられるならやられるで結構なんですが、相

当急がないと、こういうのができたわ、じゃあそれを今度どこでやるかと。もつと我々の住んでいた地域でやる、そういうことになりますとなかなか難しい問題も出てきますし、田舎にそれこそ夢の住宅といいますか、お年寄りも住めるような地域が仮にできたとしても実際そこへ行くというのは大変なことでありますので、こういうことをやられるのは決して私反対ではありませんし大いに進めていただきたいのですが、それが本当に全国的このような実施ができるのか。

高齢化といふ問題に対し、これは厚生省もやつておるし文部省もやつておるし、各省もみんなそれなりにやつておるわけですけれども、この際もっと総合的な対策が必要ではないか。建設省を見ましても高齢者というのは余り出てこないんですよ。ページ数としては非常に少ない。これではちょっといかぬのじやないか、私はこう思つた。

わけてございまして、今後高齢化社会に対しても特に建設面というのも非常に大事ですが、住宅だけではないわけです。今申し上げたように医療施設も持つてこなければいかぬわけですし、学校も持つてこなければいかぬわけです。そういう意味で、総合的な地域の開発という上からこの高齢化という問題にどう取り組もうとされておるのか、建設大臣の抱負をお伺いしたいと思う。

話がちょっとそれますけれども、先日、児島一
代、親子同居、こういうことがあります。
坂出のルートで開通式がありまして岡山に行きました。
したら、岡山の知事さんが、実は三世代同居で渡
り初めの募集をしたところが千組余り來た、でござ
いますからその選考に困りましたと、うれしい
悲鳴を言つております。こういうふうに三世代
同居していただくと、高齢化になりますと非常に
ありがたいな、こういうふうに思う次第であります。

そういう点から、親孝行ローンとかあるいは増築に公庫からお金を貸し付ける、こういう政策を進めおる次第であります。もちろん、厚生省のそれども、今の状態、特に田舎に行きますとなかなか老人ホームに行くということを余り好まない、お説のとおりであります。でござりますから、例えば少し障害がある方も一緒に同居してもらう、こういうつもりで住宅政策を進めていきたいためには、先ほど来申し上げておりますように、融資とかあるいは税制の問題を持ち家の場合やつておきますし、また賃貸住宅につきましては、公団、公庫あるいは公営住宅につきましてもそれなりの広さ、またそういう人がゆとりのある生活ができるようふうに進めてまいりたい、かようと思ふ次第であります。

○矢追委員 次に、政府の住宅政策に対する取り組み方についての比較をしたいと思いますが、まず歳出総額に占める住宅対策費の割合は、フランスが四・六%、イギリスが二・二%、日本が一・三%、アメリカが一・〇%、西ドイツも同じく一・〇%となつております。歳入に対する住宅関係の減免税額の割合でいきますと、アメリカ四・一%、イギリス三・八%、西ドイツ一・三%、フランス一・五%に対して、日本はわずか〇・六%、これはアメリカの七分の一、イギリスの六分の一、西ドイツの二分の一以下であります。全体、この二つを合計いたしますと、住宅対策費と減免税額の合計額の歳出総額に占める割合、こうして見ますと、フランスが五・五%、イギリスが五・七%、アメリカは四・四%、日本は一・八%。格段の開きになつてきておるわけでございまして、こういう比較をいたしましたと、やはり政府の住宅対策に対する税の面あるいは予算総額の中に占める割合等比べましても、住宅に対し力が入つていないというデータになつてしまふわけでございまして、こういったことがひいてはウサギ小屋批判になります、またこれが経済摩擦になつてしまふ。だか

そういう点から、親孝行ローンとかあるいは増築に公庫からお金を貸し付ける、こういう政策を進めておる次第であります。もちろん、厚生省のやつております老人ホーム等も大事ではございますけれども、今の状態、特に田舎に行きますとなかなか老人ホームに行くということを余り好まない、お説のとおりであります。でござりますから、例えは少し障害がある方も一緒に同居してもらおう、こういううつもりで住宅政策を進めていきたい。このためには、先ほど来申し上げておりますように、融資とかあるいは税制の問題を持ち家の場合やつていきますし、また賃貸住宅につきましては、公団、公庫あるいは公営住宅につきましてもそれなりの広さ、またそういう人がゆとりのある生活ができるようふうに進めてまいりたい、かように思う次第であります。

組み方にについての比較をしたいと思しますが、まず歳出総額に占める住宅対策費の割合は、フランスが四・六%、イギリスが二・二%、日本が一・三%、アメリカが一・〇%、西ドイツも同じく一・〇%となつております。歳入に対する住宅関係の減免税額の割合でいきますと、アメリカ四・一%、イギリス三・八%、西ドイツ一・三%、フランス一・五%に対し、日本はわずか〇・六%、これはアメリカの七分の一、イギリスの六分の一、西ドイツの二分の一以下であります。全体、この二つを合計いたしますと、住宅対策費と減免税額の

合計額の歳出総額に占める割合と、フランスが五・五%、イギリスが五・七%、アメリカは四・四%，日本は一・八%。格段の開きになつてきておるわけでございまして、こういふ比較をいたしましたと、やはり政府の住宅対策に対する税の面あるいは予算総額の中に占める割合等比べましても、住宅に対し力が入っていないというデータになつてしまつわけでございまして、こういつたことがひいてはウサギ小屋批判になり、またこれが経済摩擦になつてしまつ。だかにら、住宅、下水道、公園、そういつた社会資本と

いうものが充実していないのに、品物だけ売りまくるということで反発を感じておるわけでございりますから、やはりこの比率はもつと上げてもらわなければ困ります。財政が非常に厳しい状況であれば、住宅減税の方をふやす。少なくも、両方足した比較でもアメリカに次いで三ぐらいまではまず上げなければいかぬのじやないかな、こう思つたわけでございまして、その点についての大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○片山(正)政府委員 御指摘ありましたように、我が国の財政からの住宅対策費と、それから住宅関連の減免税額の諸外国比較をいたしましたときに、六十三年度の平年度ベースではまだ歐米諸国に対しまして低位にござります。しかしながら、六十三年度におきまして、住宅取得促進減税を大幅に拡充をいたしました。從来の公的資金につきまして二分の一掛けをしておりましたところ、これを取りまして、ローン残高全額に控除率がかかる仕組みにいたしましたことによりましてかなり大幅な充実を見る事ができました。六十三年度ベースではまだ減税額の歳入に対する比率は〇・五%でございますけれども、平年度ベースになりますとこれが一・一%になつてしまりますので、フランス、西ドイツが一・五、一・三といふことでございまして、かなり近づいてきた、こういうことになります。

それから、税制と住宅対策費との合計のところでもつて比較をいたしましたときに、六十三年度ベースでは日本は一・九という数字ですけれども、西ドイツは二・二、フランスは五・六%でござりますけれども、日本は平年度ベースに直しますとこれが二・四という数字になりますので、西ドイツよりは上回る、こういう状況。他の国々にはまだ及びませんけれども、かなりの改善が見られておる、こういう状況でございます。

○矢追委員 大臣、いかがですか。

○越智國務大臣 ただいま住宅局長からお答えいたおりであります。もともと我が国の社会資本はおくれておる。これは住宅だけでなく、お説

いうものが充実していないのに、品物だけ売りまくるということで反発を感じておるわけでござりますから、やはりこの比率はもつと上げてもらわなければ困ります。財政が非常に厳しい状況であれば、住宅減税の方をふやす。少なくも、両方足した比較でもアメリカに次いで三五ぐらいまではまず上げなければいかぬのじゃないかな、こう思うわけでございまして、その点についての大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○片山(正)政府委員 御指摘にありましたように、我が国の財政からの住宅対策費と、それから住宅関連の減免税額の諸外国比較をいたしました。ときには、六十三年度の平年年度ベースではまだ歐米諸国に対しまして低位にございます。しかしながら、六十三年度におきまして、住宅取得促進減税額を大幅に拡充をいたしました。従来の公的資金につきまして二分の一掛けをしておりましたところ、二三回(ミントン)、幾萬億円を余裕

これが取りまして、ローンを高全客に担保して
かかる仕組みにいたしましたことによりまして
かなり大幅な充実を見ることができました。六十
二年度ベースではまだ減税額の歳入に対する比率
は〇・五%でござりますけれども、平年度ベース
になりますとこれが一・一%になつてしまります
ので、フランス、西ドイツが一・五、一・三とい
うことまでございますので、かなり近づいてきた、
こういうことになります。

それから、税制と住宅政策費との合計のところ
でもつて比較をいたしましたときに、六十三年度
でもう一歩前に進んでござります。

ベースでは日本は一・九という数字ですけれども、西ドイツは二・二、フランスは五・六%でござりますけれども、日本は平年度ベースに直しますとこれが二・四という数字になりますので、西ドイツよりは上回る、こういう状況。他の国々たちはまだ及びませんけれども、かなりの改善が見られておる、こういう状況でございます。

○矢追委員 大臣、いかがですか。

○越智国務大臣 ただいま住宅局長からお答えいたとおりであります。もともと我が国の社会資本はおくれておる。これは住宅だけでなく、お説

にありましたとおり、公園にいたしましても下水道にいたしましても大変おくれておる、こういうことでござりますので、社会資本の充実、これに努めてまいりたい、かように思う次第であります。

税制の面につきましても、今説明いたしましたように今後なお税制の充実を図つてまいりたい、かのように思う次第であります。

○矢追委員 次に、日米の建設交渉の合意問題について一言だけお伺いしておきたいと思いますが、この合意に対して大臣はどのような評価をされておるのか。

アメリカの主張、それは気持ちはわからぬでもないのですが、まだまだアメリカの主張にもちよつと無理といいますか、そういつたことを十分感するわけです。私自身も、今矢野委員長が訪米しておりますが、昨年一緒に参りましたヤイターナン代表とお会いしたときも、ポートを二つ持つてきました、片方は真っ白、片方は日本の建築業界がアメリカで仕事をした量をグラフにして、毎年こんなにふえておる、アメリカは日本でゼロだ、真っ白だ、これをどう思いますかと。これは何もこつちは入れてないのでなくて、向こうが勝手に入つてこなかつたわけですから。それを、ただそういう実績だとと言う。本当に真っ白なものが、非常に厳しい議論になつたわけありますけれども、そういうふうなことを平気で言つてくる。

しかも、公共事業を開放していないと言いますのが、日本の場合の公共事業と向こうの公共事業は考え方が違うんじゃないのか。いわゆる公共の福祉に関する建物はみんな公共事業というふうに何か向こうは思い込んで、関西空港だって攻めてきた、このように思うわけでして、そういった点の食い違いがもしかなりあるとすれば、そういつた点をよくわからせなければいかぬわけですね。といつて、日本が門戸を開放しない、いつまで

もこうやつておるものこれは問題はあると思います。だからといって、じゃあどうなのか。やつぱり自由貿易という基本は、これは守らなければいけぬわけですから、片方でアメリカは東芝のココム問題に見られるようなジャパンバッシングをやり、またそいつた面で市場開放を求める。じゃあアメリカはどうなのかというと、アメリカも結構保護主義が台頭して、議会なんか特にひどいわけですから、そういう意味で、一応は合意に達したもの、今後まだいろいろな問題が出てくると思いますので、今後の姿勢も含めましてこの問題をお伺いしたいと思います。

○越智国務大臣 もう御承知のように、二年来、非常に話し合いをしておりましたが、なかなか話がつかなかつた。今般、竹下総理が訪米いたしました、レーガン大統領との話し合い、続いて小沢副長官がアメリカに参りました際の合意に達したような次第であります。でありますから、建設省といたしましては、できるだけ誠意を持つてこれからに当たつていきたい、こういうふうに考えております。

しかししながら、先生お説のとおり、アメリカの企業そのものがもつと積極的にやつていただかなこと、これは結局、手続にいたしましてあるいは発注にいたしましてもやはり日本には日本の習慣がござりますから、これに早く習熟をしてもらう、習熟するためにもこちらで協力をするということもありますけれども、相手の方も熱心にやってもらわないと、こちらが幾ら誠意を持つて努力してもこれはだめであります。後で具体的に政府委員に答弁させますが、企業もなかなか余りその後来ていないようあります。でござりますから、私も実は心配をしておる。せつかく話し合いがついたのですから前向きに進めていかないといけない、こういうふうに思います。両方が誠意を持つて、熱意を持つてやつていかないとなかなか解決しにくい、こういうふうに感じておる次第であります。

○望月政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上

げたことに尽きるわけでございますが、先生のお話の中で、今回の交渉を振り返つて、公共事業をめぐって理解が大変ギャップがあつたのじやないかといふ点、私どもも率直に実はそう思ひます。

○中村委員長 西村章三君

終わります。

○西村委員 住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案に関連をいたしまして、私は住都公団の住宅管理問題についてお尋ねをいたしたいと

思います。限られた時間でござりますので、御答弁をいたく皆さんには、どうぞ簡潔に要領よく御答弁をいただきますように冒頭にお願いを申し上げております。

最初に、公団にお伺いをしたいのですが、最近入居者に対する公団による住居明渡し訴訟、これが提起されました。その概要につきまして御説明をいただきたいと思います。

○渡辺参考人 さざなみプラザ団地は特定住宅市街地総合整備促進事業というものの一環として建設されておりました。本件住宅は地元住民等の受け皿住宅でございまして、昭和五十八年八月以降に入居したわけでございますが、その後しばらくして廊下に看板が出されたり、あるいは団地内の不法駐車あるいは戦闘服を着た方が徘徊するといったようなことで、居住者から苦情が寄せられたわけでございます。それで、公団としても、その都度関係者に対して看板の撤去等を行つたところに、大阪市への協力依頼、これは六十一年の五月でございますが、などを行つたわけでございます。

その際に、今も大臣御答弁申し上げましたけれども、米国企業の企業努力というものが当然必要であることは言うまでもないわけでございますが、何よりもまず公共事業に参入していただくためには、あるいは日本の民間での建設事業をやるために、現在までのところ、実はなかなか認められないといふ状況でございます。私どももこの許可事務については適正に処理するという構えでおりますが、現在までのところ、実はなかなか許可申請も出でていないといふ状況でございます。私どももこの許可事務についても適正に処理するといふ構えでおりますが、現在までのところ、実はなかなかございませんが、十分な是正に至らなかつたわけでございます。

公団いたしまして、これらのは是正のための法的措置も検討してまいりましたが、何分法的措置が可能となる契約違反の事実というものを確実につかまなければいけないということございまます。そうしたところ、六十二年、昨年の七月に大阪府警によりまして前記の関係者に対します児童福祉法違反容疑に基づく家宅捜索が行われました。そこで公団は、そこで公団は、昨年十

二月から本年の一月にかけて、関連住宅六戸の住宅の賃借人に契約解除の通知を行いました。明け渡しを求めるわけでございますが、これに応じていただけなかつたわけでございます。

そこで、本年の三月に至りまして、先ほどの賃借人六名、それと不法占有者三名、計九名を被告といたしまして住宅の明け渡し等を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起したわけでございます。この結果、四月に入りました、「一曰でございますが、提訴住民の大戸のうち三戸について明け渡しそれから損害賠償に応じていただいた。残り三戸あるわけでござりますが、現在まだ訴訟係属中ということでござります。

○西村委員 ただいま御説明をいただきましたのが、先住者住宅だとおっしゃいましたが、これは十五棟全部がそうです。

○渡辺参考人 淀川リバーサイド地区の整備計画では、これは全体で三十五・六ヘクタールでございますが、その中に三棟が受け皿住宅として建設されてござります。

○西村委員 暴力の排除でありますとか暴力団の追放だとかいうのは国民の声でござります。特に最近は世論の高まりが非常に顕著でございまして、静岡県浜松市の一力一家の追放でありますとか、住民による民事訴訟の提起あるいはその立ち退き要求さらには住民運動というものの影響で、これはそれなりに非常に効果を上げておることでござります。

そこで、当然これは警察としても暴力団の排除あるいは暴力の排除につきましては意を持って取り組んでおられると思いますが、警察庁として基本的にはどのような方針で臨んでいくのか、まずそ

のことを承つておきたいと思います。

○深山説明員 お答えいたします。

警察は暴力団組織の壊滅ということを目指しまして、首領、幹部をはじめとする構成員の大量検挙あるいは資金源犯罪に対する徹底的な取り締まりといふことは、公団の認識、間違います。

年当時からいろいろ苦情等もございましたが、いろいろな対応をやつておったわけですが、法的措置としてやるということにつきましては先ほども申

基本にいたしまして強力な取り締まりを行つてい

るところでございますけれども、暴力団の存在を支えあるいは暴力団犯罪を助長するような社会的基盤をなくしていくこと、暴力団をあらゆる職域、地域から排除するために、関係機関、団体さらには広く国民の協力を得て総合的な暴力

団対策を推進しているところでございます。

特に、先生今御指摘ございました暴力団事務所の関係でござりますが、これは暴力団にとりましても活動拠点であるだけではなく、対立抗争事件等が起りますと、その標的になるわけでございまして、当然のことながら地域住民の安全にとっても極めてぬゆしき事態が予想されるわけでござります。

したがいまして、警察といたしましても、地域住民や関係行政機関との連携のもとに積極的にこの種暴力団事務所の撤去を全国的に推進していくところでございます。

○西村委員 ただいま警察庁の方から力強い方針の表明があつたわけでございますが、警察庁の資料によりましても、六十一年全国で百十三カ所の暴力団事務所がマンションから立ち退いた、うち五十七件は住民による民事訴訟、三十一件は住民運動による効果だ、こう言われております。いざれもいわば民間が主体でございます。そういう意味では、今回公団が主体となつていかなかつたということで、結果といつたことはそれなりに評価ができるのであります。

ただ、今日の訴訟提起に踏み切るまでの経過にいろいろと問題点が多過ぎるということでございまして、以下事実関係について若干伺わせていただきますが、ただいまいみじくも理事の方からお話をございましたように、警察の告発によつて、警察の家宅捜索によって初めてこの事件が発覚をされた、こう言うのですが、公団の認識、間違

いませんね。

○渡辺参考人 先ほど申しましたように、五十八

戸、約三割の方が転居をいたしておりますが、先ほどおっしゃつたよう

に先住者のための住宅でございまするから家賃も非常に安いのでありますけれども、なぜこの安い家賃の中でこれだけ出ていくのか、これは住民が恐怖を覚えているからでございます。

そういう事情の中再三再四公団に対したが、

○西村委員 いろいろと早くからやつておつた、こう言つておる

こうしたことでございますが、団地の迷惑行為というのは非常に顕著なことばかりでございます。

マスコミの報道でございますが、迷惑行為の実例

いたしまして、深夜に団地内の廊下をオートバイで走りますとか、ペランダの布団にたばこの吸

い殻を投げたり、さらに家出をした少年少女のたまり場になつて、しかも看板等も堂々と掲出

をされで今日に至つておつたわけでございます。

居住者は、二年も前からこの迷惑を非常にこうむつたために不安や危険を感じて何度も公団に対して苦情を申し出していた、にもかかわらず全く公

団側は取り合つてくれなかつた、こう言つておる

のですが、事実ですか。

○渡辺参考人 私どもが報告を受けている限りにおきましては、先ほど申しましたように、その都度いろいろな是正措置をやつたのだけれども、なかなか思うようにいかなかつたということで、結果といつたましては大変申しわけなかつたというふうに思つております。

○西村委員 いろいろとやつたとおっしゃるので

すが、そのやつた内容が、全くこれは目に映らない

い、住民の方にもその回答は全くなかつた、單なる一方的な申し入れに終わつてしまつておつたと

いうことでございまして、この人たちが住んでおるがゆえに、この団地、いわゆる転居の数が非常に多い。二年間で約二百戸近く転居しておる。も

ちろんそれはこのためだけではないでしようけれども、特に今度訴訟で明け渡しを要求いたしました二十三号棟では二年間で十三戸、第二団地の二

十五号棟では四十四戸のうち六戸、さらに第一、第二合わせまして六百六十八戸のうち百九十二戸、約三割の方が転居をいたしておりますが、先ほどおっしゃつたよう

に先住者のための住宅でございまするから家賃も非常に安いのでありますけれども、なぜこの安い家賃の中でこれだけ出ていくのか、これは住民が恐怖を覚えているからでございます。

そういう事情の中再三再四公団に対したが、

○渡辺参考人 まず入居管理でございますけれども、お入りになるとき、つまり契約するときの管

理がますございます。それから、入居された後の管理につきましては、大きく言つて二つになると

思ひます。一つは、居住者からの通報あるいは苦情、そういうものを受けて現地事務所あるいは

事によっては社員対応といふことで対応してい

く、それからもう一つは、定期的に調査を行つて

行政機関と打ち合わせをされましてか。

○西村委員 今回の場合は、もちろんこの事件が発生をしてからでございますが、警察その他の関係

行政機関と打ち合わせをされましてか。

○渡辺参考人 この入居者自体は、受け皿住宅と

いうことでございまして大阪市の推薦を受けて入つてきたものでございます。そういうことで大阪市あるいは関係機関といろいろと連携をとつてきましたことは事実でございます。

○西村委員 いろいろと連携をとられたけれども、結果的には何にもできなかつた、こういうこと

とが結論だと思つてあります。しかも、今回の

この事件が発生をいたしましてから、警察が関係各行政機関に呼びかけて、この問題についての協

議をしよう、こういう提唱をされまして、事実三

月二十九日に行われておりますが、住都公団はお出になります。

○渡辺参考人 六十三年三月二十九日の会議には出席しております。

○西村委員 どういう理由で出席をされなかつたのですか。これは公団の暴力問題、まずみずから

の問題じゃないのでですか。

○渡辺参考人 私、今手元に、写してございます

けれども当日の「連絡会の開催について」という

通知文書を持っておりますが、実はその中に公団の名前はございません。それでいろいろ調べてみ

れで間違いございませんか。

○渡辺参考人 そのとおりでございます。

○西村委員 先ほどこの六戸についての現行の家賃、三LDK四万三千五百円から二LDK三万五千円程度と、すらと列挙されました。このざなみプラザの一般の方々の募集の時点における現行の家賃、専有面積はどうなっていますか。

○渡辺参考人 同じようなもので比較いたしますと、例えば三LDK、多少専有面積は違いますが、受け皿住宅の方は七十九・五六平米でございます。これが先ほど申しました六十三年一月時点で四万三千五百円の家賃でございます。それに対し、面積が八十一・七六でちょっと大きいものですが、三LDKで十万九千九百円から十一万二千六百円ということをございます。

○西村委員 この六戸につきましては、現行の募集の家賃、今申された十万円から十二万円、これの半額以下ということに減額措置がなされているのですが、その理由は単に明け渡した、あるいは先住者のための優遇措置、こういうことで理解をしていいのですか。

○渡辺参考人 これは冒頭に申し上げました特定住宅市街地総合整備促進事業というのが制度要綱でできておりまして、それにのつとつてやつているものでござりますが、その場合に、例えば整備計画の作成でありますとか建築物の除却あるいは補償、それから住宅の共同施設の整備費、これらにつきましては三分の一の補助が出ておる。それから、今問題になつております従前居住者用住宅、賃貸住宅でございますが、この用地取得と建設につきましては基本的には二分の一でござりますが、本件の場合には住宅地区改良法に基づく改良事業が整備計画区域内にあるということで三分の二の補助が出でるから家賃はこれくらいになる、こういうことでございます。

○西村委員 三分の二の補助が出ておるから家賃はこれくらいになる、こういうことでございますが、しかし、その実際の対象になつた人はほとんどどこに住んでおらない。全く別の人間がここに

居座つておつたということでござります。しか

も、かなり前からこの公団の部屋にはいわゆる事務所用の看板がかかっておつたわけでございますが、この看板の掲出について、用途外使用や模様

がえの申請あるいは承諾というものはなされてい

たのですか、どうですか。

○渡辺参考人 そのような申請はなされておりませんでした。

○西村委員 全くそういう申請もなされておらぬいし、許可も出しておらないのに、公然と組事務所の看板が公団住宅の前に掲げられておつて、しかもそれらは住民の目に広くとまっておりますし、しかもこの団地の管理をなさつておる方は当然知つておられたと思うのです。それを全然忠告もせずに放置をされ、しかも今回初めて訴訟を起こしてこの看板がおろされた。この経緯をどう考えられますか。

○渡辺参考人 大変弁解がましくて申しわけないのですが、先ほど申しましたように、通報なり発見するその都度そういう注意は申し上げておつたわけでござりますけれども、結果的にその是正がなされなかつたということで、大変残念に思つております。

○渡辺参考人 これは冒頭に申し上げました特定

住宅市街地総合整備促進事業というのが制度要綱でできておりまして、それにのつとつてやつていい

るものでござりますが、その場合に、例えは整備

計画の作成でありますとか建築物の除却あるいは

補償、それから住宅の共同施設の整備費、これら

につきましては三分の一の補助が出ておる。それ

から、今問題になつております従前居住者用住

宅、賃貸住宅でございますが、この用地取得と建

設につきましては基本的には二分の一でございま

すが、本件の場合には住宅地区改良法に基づく改

良事業が整備計画区域内にあるということで三分の二の補助が出でる。その結果、家賃に差が出でてきたものでござります。

○西村委員 三分の二の補助が出ておるから家賃はこれくらいになる、こういうことでございますが、しかし、その実際の対象になつた人はほとんどどこに住んでおらない。全く別の人間がここに

のではございません。例えば組事務所にいたその組事務所の員員といいますか、そういう人も対象に入つておるやに聞いておるのですが、いかがで

しょうか。

○渡辺参考人 住宅の戸数は六戸でございますが、提訴した対象の者は九人でございます。したがつて、そういうことになるかと思います。

○西村委員 そういうことを聞いているのではありませんでした。

○西村委員 全くそういう申請もなされておらぬいし、許可も出しておらないのに、公然と組事務所の看板が公団住宅の前に掲げられておつて、しかもそれらは住民の目に広くとまっておりますし、立ち退きに応じた人が九人、そのうちの六人が入つたということですか。私の言わんとするところは、いわゆる先住者としてこの団地の建設以前に六戸の世帯が住んでおつた、それがそのままの形で優先入居させたということなのか、あるまいが、提訴した対象の者は九人でございます。したがつて、そういうことになるかと思います。

○西村委員 そういうことを聞いているのではありませんでした。

○渡辺参考人 先ほど時間を考えましてちょっと

はしりまして申しわけございませんでしたが、あんまとかはり、きゅうあるいは医師、助産婦等につきましては、先ほど例の中に入つておると

が、提訴した対象の者は九人でございます。したがつて、そういうことになるかと思います。

○西村委員 そういうことを聞いているのではありませんでした。

○渡辺参考人 先ほど時間を考えましてちょっと

はしりまして申しわけございませんでしたが、あんまとかはり、きゅうあるいは医師、助産婦等につきましては、先ほど例の中に入つておると

が、提訴した対象の者は九人でございます。したがつて、そういうことになるかと思います。

○西村委員 看板の掲出の問題につきましては、

公団としても長く放置をしておつたということです

極めて残念なことだと思うのです。例えは用途外

使用が認められる職種は一体何ですか。マッサージとか、公団の住宅の中で塾をやつているとか教室を開いておるとかいろいろあるのですけれども、公団として目的外使用を正式に認められる

ケースはどういうケースがあるのですか。マッサージとか、公団の住宅の中で塾をやつしているとか教室を開いておるとかいろいろあるのですけれども、公団として目的外使用を正式に認められる

ケースはどういうケースがあるのですか。

○渡辺参考人 これは公団の賃貸住宅管理規程に細かい規定があるわけでございますが、今先生がおつしやられたようなもの、つまり賃借人の利便を図るために住宅の一部についてそれらの業に供する場合、あるいは公職選舉法に基づきまして立候補の届け出をなされた方が住宅の一部を選挙事務所として選挙期間中にお使いになる場合、ほかにもござりますが、そういうような場合であつて、かつ管理上支障がないと認められる場合にこれを

許可しているというところでございます。

○西村委員 立ち退き要求に協力をしたこの六戸、ということは、必ずしも六戸に限定されるも

す。にもかかわらず、白星堂など暴力団の看板がかけられておつたというこの事実、私はまことに

もつてのほかだと思っておるわけでございますが、公団はこの以前の問題といたしまして、いろいろと調査をする権限をお持ちでございます。今

六十七万戸の賃貸入居者があるわけでございますが、入居者本人の確認についてはどんな方法で調査をし、確認をされておるのですか。

○渡辺参考人 先ほど時間を考えましてちょっと

はしりまして申しわけございませんでしたが、あんまとかはり、きゅうあるいは医師、助産婦等につきましては、先ほど例の中に入つておると

が、提訴した対象の者は九人でございます。したがつて、そういうことになるかと思います。

○西村委員 関西支社の管理部長さんは年に数回居住者の調査をしておると言つておられるのです

が、実態的に公団全体としてどれくらいの調査を

調査を実施しておるところでございます。

○西村委員 調査対象戸数約五万戸でございます。それ

に対しまして、四百八十二件の違反が発見されま

して、その大部分が無断転貸でございますが、一

部に目的外使用あるいは不法居住というものが

あつたわけでございます。それであつらにつきま

しては、訴訟によるものが三件ございますが、そ

れを含めまして三百四十七件を退去させておりまします。それからさるに、現在訴訟をやつておるもののが十件、残り百十五件まだあるわけございまが、訴訟準備中のものを含めて対応を今急いでおるところでございます。それでチェックの仕方でございますが、それでチエックの仕方でございますが、それは先ほど申しましたように表札と住民票を比べて、疑義がある場合には本人に来ていただきいろいろ事情を聞くというような細かいことをやりながら、調査を行つておるわけでございます。

○西村委員 全体の六十七万戸の中で年間およそ五万戸ぐらいしか調査ができない、こうおっしゃるわけでございますが、そうするとあと六十二戸は、この回転からいきますと何年に一度ぐらいやることになるんですか。

そして、無断転貸というものがいわゆる不法入居にもつながるわけでございますが、不正入居なんかもかなりあると思うのです。こういった実態の調査というのをどういう方法でやっておられますが。

○渡辺参考人 実は現在やつております計画調査というのは第三次の、いわゆる五ヵ年計画と我々申しておりますが、調査でございます。その対象戸数が二十四万戸でございますが、それを毎年、五年間でやつしていくということでございます。したがいまして、今回の二十四万戸でございますが、従来の調査の経緯をいろいろ踏まえまして、四十五年度以前に管理開始したもの、これを半分対象とする。それから四十六年から五十五年にまでは新しいこともあります。そこで、それは四分の一を対象とするということです。二十四万戸といふような考え方で計画をつくつておるわけでございます。

○西村委員 この不正入居の件数というのは、最近の年次ではどのような変遷をたどつておりますか。○渡辺参考人 先ほど三回目の調査と申しましたが、第一回の調査は四十九年度から五ヵ年間でやつたわけですが、三十五万戸をやりまして六千

戸の不正入居が出て是正をしたということでござります。それから第二次でございますが、これは約二十六万戸を対象として五十六年度から五ヵ年間でやつてきたわけでございますが、そのときに三千三百戸ということでございます。それから三次目の六十二年度は先ほど申ししたとおりでございます。

○西村委員 時間がなくなつてしまいましてまさに残念でございますが、今回の訴訟提起あるいは暴力排除という観点からの公社の立ち上がりを契機にいたしまして、公団内に限らずあらゆる公共住宅、さらには民間マンションも含めて暴力排除の姿勢が打ち出されていかなければならぬと私は思うのであります。当面、公団の関西支社では支社の中にも不正入居者対策本部、これを設けられて洗い直しをしようということであります。

が、この際、公団本社にも同様の対策本部を設けてこれらの事件の再発防止あるいは管理体制の見直しや強化を図るべきだと私は思うのであります。が、公団の見解並びに管理監督の責任があります建設大臣の御意見を聞かしていただきたいと思います。

○渡辺参考人 我々としてもその入居管理の適正化、その重要性、十分認識しておるわけでございまして、プロジェクトチームあるいはいろいろな形になるかと思いますが、体制を整備しながら適切に対応してまいりたいというふうに思つております。

○越智国務大臣 公団住宅の管理につきましては、いろいろ御意見をいただきましたが、特に暴力排除、この面につきましては適切に、早急にやらなければならない、こういうふうに思う次第あります。なぜなれば近所迷惑であります。先生のお話のようなことであればこれは大変なことだ、かようにも思いますので、よく指示をいたしまして早急に措置をしていくようにいたしたいと思ひます。不正入居の部分につきましては調査をさせますが、戸数が大変多いからすぐに、一度とつてもこれはなかなか大変だと思いますので、

それも進めさせますが、とにかく暴力團の措置だけは早急にやるよう指示をいたしたいと思います。

○木内政府委員 今度の改正法案に基づきまして新たに追加されるAタイプの無利子貸付制度は三

事業ございまして、その概略でございますけれども、第一は、宅地開発関連公共施設整備事業と申しまして、例えば住宅公団等が宅地の造成と合わせて道路等を整備する場合は、当然極力国庫補助金等により整備しているところでございますけれども、現に補助金によらずに整備している場合等がございます。こういった整備に対しましてN T T無利子貸付金を貸し付けるものでございまして、償還につきましては造成宅地の処分金を充てることになるものでございます。

○中村委員 達第一君。

○辻(第)委員 住宅・都市整備公団法に関する質問をいたします。

この改正による無利子貸し付けの財源は、N T T株式の売却益収入を前提にしたものであります。このN T Tというものは極めて高い公共性格を持ち、本来公的な経営、管理運営が強く求められてこれらの事件の再発防止あるいは管理体制の見直しや強化を図るべきだと私は思うのであります。

第一主義を一層促進するものであり、我々は賛成できないところであります。しかも、五十九年にN T Tが設立をされるという法律が通り、六十年には国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律ができたわけありますけれども、このときに、このN T T株式の売却益を国の財政再建のために国債の償却に充てるとして六十年の法律をつくった。それを六十二年には、この大義名分を放棄をして他に流用をする、そして社会資本の整備ということになつたわけであります。この問題も我々としては反対という立場でございます。このことの表明をまずしておいて、そして具体的な質問に入つてまいりたいと思います。

この法改正で追加される対象事業は、収益回収型のいわゆるA型の事業であります。N T T資金による融資制度は、Aタイプ、Cタイプはもとより、Bタイプも都市開発事業など民活型公共事業が中心でございます。さて、今回追加されるAタイプの事業について、具体的にどのような事業が予定をされているのか、お尋ねをいたします。

スコート、ゴルフ場などのスポーツ、レジャー施設を設置専有を認め、その事業者による河川敷の整正や低水護岸整備をするといふものであります。私ども、このように理解をしているわけでござります。

わつてしまつといふことでは全くございません。その従前持つております考え方の範囲内で、できるものについて融資を行つていこうと考えてゐるものでございりますので、かように御理解をいただきたいたいと思ひます。

地方公共団体が河川敷にスポーツ施設を設置し、無料で、あるいは極めて低廉な使用料で住民に開放するのは当然ですが、今回の場合は収益回収型というのでありますから、あくまでも収益を生じることが前提ではないでしょうか。つまり、赤字なら収益はないわけでありますから、今回の事業の場合、特定の者に河川の占有を認め、利潤を生むような利用料を取らなければ成り立たないのでないかというふうに私どもは考えるわけでございます。いかがですか。

〔野中（広）委員長代理退席、委員長着席〕
○辻（第1委員） 今御答弁いただいたわけですが、河川について言いましたけれども、ほかの事業についても収益が生じることが前提なんですね。いずれにしても利用者や購入者からの収入を当てにするものであります。私は、こうした事業のやり方というのは国民の立場からいえば納得できないものであろうと存じます。収益の回収ということは、要するに国民負担で公共事業を進めようということにほかならないと私どもは考えるものであります。

○朝原政府委員 お答えをいたします
私たちも河川を管理いたす者といたしまして、河川敷地の占用許可は原則として認めるべきでないと思つております。その中で、特に社会経済上必要やむを得ない場合に限つて河川敷地占用許可準則というものを定めまして、その準則の範囲内でお占用を許可しているというのが実情でございま
す。

次に、公団住宅問題について伺います。
住宅・都市整備公団は去る三月三十日に家賃の値上げの申請をされました。これ自体大幅な家賃上げで大問題であり、また公団が明らかにした家賃改定ルール案は、三年ごとの家賃改定、市場家賃とのバランスなどの内容となつております。これは国会を希望決議に反するものだという声

この考え方方は、今回NTT-TA型の導入に関しましても全く変わっていません。ただ、この範囲内で現に条件の許しますところでは、御指摘のゴルフ場等も全国でございますと既に八十数カ所あるわけでございます。これは新法になります前に設置されているものを含んでおりますのでいろいろなタイプのものがあろうかと思いますが、そういうゴルフ場の設置に関しましても、例えば利潤を目的としない、つまり完全にパブリックであることとか、条件を設けて私どもは認めている現状でございます。この基本方針は変えない形で、なつかつ関連河川事業として一部行われますことに置いて、償却の当てがありますものに限つて今回NTT-TA型の融資をいたそなかと思つておるわけですがいまして、この制度が生まれますということは河川敷地の利用の仕方そのものが基本的に変

○渡辺参考人　公団では既に昭和五十三年、五十八年の二回にわたっていわゆる継続家賃の改定をお願いして、行つてきましたところでございます。このたび、先ほど先生の申されましたように三月三十一日に、ことしの十月一日に家賃改定を行いたいということで大臣に申請をしたところでござります。

ところで、前回五十八年の家賃改定に当たりましての国会審議において、今も御指摘のございましたように建設委員長から「公団は、今後の家賃改定について、適切な手続に基づく必要なルール作りを行い、改定が公正かつ円滑に行われるト

としては慎重かつ民主的に行われてきたと考
いるところでございます。
公団いたしましては、これらの一連の手続き
びその内容がルールづくりであると考えております
して、いわゆるルールというものが、もちろんこれ
れは未来永劫のものではございませんけれども、
そういうものが一応できたということで、その中
容に沿つてこの間の大田申請を行つたということ
であります。
それで、御指摘が二つございますが、三年こと
に見直すという点については、一つは家賃計算等
一つの要素である固定資産税の評価がえが三年で
あるということ、それから居住者の面から見ま
ても、一気に上がるというよりはなだらかな上昇
の方がよろしいのではないかということ、そうち
うことから三年ということになつたわけですが

もう何度も申し上げていることなのですか奈良にも三十年代に建てられた学園前団地がござります。そんなに大きくてない団地でございますが、その世帯主の方はお年を召しておる方が非常にたくさんおられるわけです。六十歳以上ということで言えば恐らく三割も四割もおられると私は思うわけです。当然年金生活者が多うございます。こういう状態でございますので、先般もお会いをしていろいろ御要望を聞かしていただいたわけですが、このような方々は、何としても建てかえをやめてほしい、どうしても建てかえで残してほしいというものについては一部そのまま残してくれないか、こういう強い要望がございます。

理事さんももうそこそこお年だと思うのですが、私はもう六十二です。だんだん年をとると、昔のもの、古いものというのが物すごく魅力があ

う配慮すること。」という要望事項がなされたわけでござります。

このよきな趣旨は、今まで住宅地審議会でもたびたび指摘されているところではございまして、公団といたしましてはこの趣旨を踏まえまして、公団本部の私的諮問機関である住宅・都市整備公団基本問題懇談会の家賃部会においてこの問題を検討していただきました。その部会には居住者の方、これは全部で十三名で成っておりますが、二名の居住者の代表の方も入つていただき、家賃改定のあり方について御意見を伺つてきました。

その中で、家賃改定問題についてはいろいろ門的なこともあります、技術的なこともござります。そこで六十年の四月の家賃部会で、皆様お手を擧げて専門部会で羊田内会計を行ふと、

それから補正でございますけれども、これは從来の公営限度額方式に準じた方式、これに基づくものを基本としながらも、公団賃貸住宅相互間の均衡でございますから、それを是正しようということで補正を行うということでございます。

こういつた点を見る見ていただきますれば、これらはいずれも公団住宅相互間の家賃のより適切、的確な均衡を図ろうとするものでありますて、御指摘のような委員長要望に反するものではないと考えておるところでございます。

○社(第)委員 この問題については十五日に集中審議もあるわけでござりますので、私は先ほどの答弁には全く同意できない、反論をしたいわけでありますが、時間もありますので次に移りたいと思ひます。

りますな。僕は今そう思っているのです、昔のことが懐かしかつたり。ですから、やはり長年お住みになつたところをかわられるということは大変ことなんですね。しかも建てかえられるということになりますと、そこへお住みになることはまたできませんね、家賃がうんと、それこそ三倍にも四倍にもなるのですから。そうなると、公団の方は十ほど何か施策をやつて、この間から何遍も聞いて十というのが印象に残つてゐるわけでありませんが、いろいろやつておられるけれども結局そこは動かなければいかぬということです。

僕はやはり、最初に言いましたように、住民の皆さん方の要望をよく聞いてできるだけの対応をしていただきたい、公団は公団のお考えがあろうと思ひますけれども、そこに長年お住みになつている方の意見を十分聞いていただき対応していただきたい、こういうことがあります。この点についてお答えいただけますか。

○渡辺参考人 今さら申し上げるまでもなく、建設事業といふのが非常に重要な事業であるとおられる方も、確かに我々のお客さんですから大切です。しかし一方において、国民的視点から見ますと、十倍も、首都圏ですと十七・八倍もの応募率がある、公団に入れない人は恐らく木賃でありますとかそういうところに入つておられる、そういう方々のことも全部総合的に勘案して建てかえ事業といふものは進めていかなければいけない。そのときには居住者の御協力をいただかなければならぬことは当然でございます。

そこで、二年間かけて、いろいろとお話を伺いながらできる限りのことをやつていく。特に、一定の要件に該当する高齢者等の世帯につきましては、戻られる場合にも、一定期間ではございますけれども家賃の特別減額措置をする。建てかえにつきまして、もともと七年間の六五%の減額という家賃制度はあるわけでございます。そのあとあわせて、一定の世帯については特別減額

措置をやつしているというようなこともあります。

そういうものも含めまして総合的に御理解をいたさないといふふうに思つて次第でござります。

○辻(第)委員 僕ももう何回も出でている話で簡単だときたいといふふうに思つて帰られた。ところが午に言うたわけであります。お話を聞きますと、大

体三十年代といふと三十年しかたつてはしません。大体当初は六十年、七十年というつもりでさ

れたわけでしよう。それはやはりそういう面も含めて、先ほど東京の例を出されましたけれども、奈良でも確かに住宅の問題は大変です。しかし地

域によつては東京とは大分質的には違うというこ

ともあるのですね。学園前団地なんというのはそ

んなに大きくなない団地でありますし、そうすると

そこだけ残してこつちを残さぬとまたぐあい悪

い、そういう難しい問題もあるうかと思ひますけ

れども、僕は何も奈良のことだけなにせいと言つ

ているわけではありません。しかし本当にそういう

ふうかたくなな同じ答弁ばかりおつしやるのじやな

しに、その辺のところはぜひ御検討いただきた

い、御再考いただきたい、このことを強く申し上

げて、次に移りたいと思ひます。

○公団は、建てかえに際し居住者に示した文書

で、居住者が考慮する期間を二年間としているそ

うであります。公団は、そのとおりでございます。

○渡辺参考人 そこで、居住者に示した文書で居

住者が考慮する期間を二年間としておられる。ところが公団は、建てかえに必要な処理を早く進めるために、早急な合意を求めておられるのではないかという事例があるのですね。

職員の人がそのTさんの家庭を訪問し、奥さんが主人は医者に行つてるので午後七時ごろに来てほしい、こういうことを言つて帰られた。ところが午後六時四十分ころ、Tさんが診療を受けている歯科三十代といふと三十年しかたつてはしません。大体当初は六十年、七十年というつもりでされたわけでしよう。それはやはりそういう面も含めて、先ほど東京の例を出されましたけれども、奈良でも確かに住宅の問題は大変です。しかし地域によつては東京とは大分質的には違うということもありますね。学園前団地なんといふのはそんなに大きくなない団地でありますし、そうするとそこだけ残してこつちを残さぬとまたぐあい悪い、そういう難しい問題もあるうかと思ひますけれども、僕は何も奈良のことだけなにせいと言つているわけではありません。しかし本当にそういうふうかたくなな同じ答弁ばかりおつしやるのじやなしに、その辺のところはぜひ御検討いただきたい、御再考いただきたい、このことを強く申し上げて、次に移りたいと思ひます。

○公団は、建てかえに際し居住者に示した文書で、居住者が考慮する期間を二年間としているそ

うであります。公団は、そのとおりでございます。

○渡辺参考人 そこで、居住者に示した文書で、居住者が考慮する期間を二年間としておられる。ところが公団は、建てかえに必要な処理を早く進めるために、早急な合意を求めておられるのではないかという事例があるのですね。

○公団は、建てかえに必要な処理を早く進めるために、早急な合意を求めておられるのではないかといふふうに思ひます。

○渡辺参考人 なるべく簡潔に申し上げます。

建てかえ事業につきましては、常に関係職員に對して誠心誠意お客様と対応するように指導しておられます。そこで、二点ござります。

果でございますが、本件につきましては、責任者でございます支社の担当課長が直接折衝したものがござります。それで、待合室には本人以外にはござります。

おらなかつたということ、それから更新拒絶の文書を手渡した事実もございません。これはもちろん、更新拒絶の文書は必ず内容証明郵便で送るも

のですから手渡すなんとすることはありません。

なつたとしているが、住民への説明では総裁の決議がまだと説明されており、これは本社で確認をされたことかどうか、お尋ねをいたします。

○渡辺参考人 昨年の十二月三日に千鳥団地の自治会と公団の間で四項目について約束がなされているということを報告を受けております。

それから今的第一項目の件でございますけれども、これにつきましては、いろいろな点がござりますので細部を今話めておるというところでございます。

○辻(第)委員 次に、平城第二団地という団地がございます。そこで昨年の十一月ごろアンケート調査がやられたわけあります、一番気がかりなことは住宅問題、家賃や建てかえ問題、これが七七・二%。率などはとにかくして、やはりほかの団地でも住宅問題というのが最大の関心事になつてゐるのです。

それで、住居の改善に関しては、室内修繕では浴室扉のアルミサッシ化、居住水準向上、設備改善では台所流し台の改良、洗濯機置き場の設置が高い率を示しております。これら住居改善についてはたびたび議論がされております。私も前になつてゐることがあります。ぜひこの要望にこだえてこういう改善を促進していただきたいと要望いたしますが、いかがですか。

○渡辺参考人 住宅の専用部分におきます修繕等につきましては、居住者からの、我々グレーム対応と言つておりますが、クレームあるいは要望に基づきまして具体的な状況を調査いたしまして確認の上、公団の負担におきまして修繕すべきものは適時実施するということをございます。

それから今、住宅内の設備等の改善、具体的にいろいろございましたが、これにつきましては居住の方々の希望に基づきまして、一定の家賃増額をお願いしつつ、それを条件にして設備のグレードアップを図つていこう、我々はライフルアップ作戦というふうに呼んでおりますが、例えばキッキンシステムでありますとか温水機能がついたレンジファンでありますとか、あるいは天井の

収納ユニットとか浴室のシャワー化あるいは大型浴槽、シャワー化については既に実施しておりますが、こういったものについて今年度から実施したいというふうに考えております。

○辻(第)委員 次に、高齢化社会の到来といふことが言われて久しくなつてゐるわけでありますけれども、この高齢化社会への対応が住都公団としても非常に必要なことは異論がないと思うのです。今後建設される住宅についてその対策、対応を行なうことは当然でありますけれども、既設の住

宅、古い年代の住宅を初め、入居者の高齢化進行に伴いその対応が必要になつてきております。

これもアンケートによりますとたくさん要望があるのです。浴室に手すり、浴槽は縁を低く広く、緊急用のベルの設置、階段の手すり、階下への移転、室内段差解消、団地内通路の段差解消、三十年代団地ではトイレの洋式化、こういうふうに具體的に切実な要求がたくさん出でております。高齢化に対処するための住宅設備改善をもつともつと力を入れてやつていただきたい、このように考えるのでですが、いかが御対応いただけるのかお尋ねいたします。

○渡辺参考人 住宅・都市整備公団は、全体の住宅施策の中での一つの役割を持ちながら事業を開しているわけでございます。したがつて、そういう一つの枠組みの中ではあると思いますが、御指摘のとおり高齢化社会に対する対応というものが必要であることは十分認識し、できる範囲で努力しているところでございます。

具体的に申しますと、やはりソフトとハードと二つあると思いますが、ソフト面でも例えば入居の優遇でありますとかあるいはエレベーター階とか一階にお入りいただきとかいろいろやつております。それから親子が近居する、隣居するとかいう制度がござります。

それから設備の改善についてであります。それは高齢者の生活特性というのはやはりあるわけですが、やはりそういう点もひとつ十分対応して

いたい、このように考えるわけでござります。殊にお年寄りとか母子世帯、障害者の人たちといふところには一層の十分な御配慮、御対応をいたい、このように重ねて要望をしておくわけ

ですが、その範囲内で、これは六十二年度から二十団地を指定しております。これは六十三年にも倍増しようということで二十三団地を指定した。ただその場合に、ある程度の戸数がなければ回転の関係からいつてよくないとか、あるいは周辺に医療施設がなければやはりお困りであろうとか、いろいろな条件があるわけで、なかなか単純にはいかないと思いますが、そういう団地を指定しまして、その中でまず住宅内につきましては、

今もお話をございましたけれども、流し台を低くすますと水が入つてしましますから。それから手すり、あるいは出入り口をアルミの折り戸にする、便所の改善をする、あるいは連絡通報システム、時間がございませんので詳しく申し上げませんが、そういうものをやつてある。それから屋外に

つきましては、一階住戸に通ずる共用階段の手すりの設置でありますとか多目的広場、これはゲートボール場とか子供が遊べるとかそういうもの、それから先ほど出ました道路等の段差の解消等々やつておるわけでござります。いろいろ実績等ございますが、省略させていただきたいと思いま

す。

○辻(第)委員 端的に申しますと、家賃の値上げは最近これまでに二回ありましたね。家賃の値上げをしたらいろいろよくしてもらえるのかと、泣く泣く家賃の値上げに応じてきました。ところが、上げてしまつたら後はさっぱり希望がかなえられないと、正直、居住者の印象なんですね。僕もそう思います。値上げは上手にうまくことを言つてやりはるけれども、後はもう悪いことを言えば尻食らえ観音、そういうふうな感じを僕も受け取るのですね。いろいろ御事情もあると思いますが、やはりそういう点もひとつ十分対応していただきたい、このように考えるわけでござります。

○中村委員長 この際、本案に対し、野中広務君から修正案が提出されております。

○中村委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○野中(広)委員 ただいま議題となりました住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申

し上げます。

案文はお手元に配付しております。

○中村委員長 御承知のとおり、政府原案ではこの法律は昭和六十三年四月一日から施行することといたしておりますが、現在既にその期日を経過しておりますが、これを「公布の日」から施行することに改めるものであります。

委員各位の御賛同をお願いいたします。
○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中村委員長 これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に付すのであります、別に討論の申し出もありませんので、直ちに住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

○野中広務君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中村委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中村委員長 起立多数。よって、本案は修正案について採決いたしました。

○中村委員長 起立多数。よって、本修正案は可決すべきものと決しました。

○中村委員長 ただいま議決いたしました法律案に對し、野中広務君外三名より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。野中広務君。

○野中(広)委員 ただいま議題となりました住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、その趣旨を御説明申上げます。

案文はお手元に配付しておりますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各

位におかれでは十分御承知のところでありますので、この際、案文の朗読をもつて趣旨の説明にかえことといたします。

重してまいる所存でございます。
○中村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

三 貸付対象事業により設置した公共施設について、その管理主体を明確にするとともに、その適正な管理を図るよう努めること。以上であります。

○中村委員長 委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中村委員長 採決いたしました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中村委員長 起立多数。よって、野中広務君外三名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりま

すので、これを許します。越智建設大臣。

○越智国務大臣 住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見やた

に囲まれているという地理的条件等により開発整備のおくれている半島地域の振興を図るために、交通体系の整備が必要不可欠であります。

本案は、このような状況にかんがみ、半島地域の振興の根幹的施設であり、また、地域住民の要望の極めて強い道路等交通施設の整備を促進するとともに、関係地方公共団体の財政負担の軽減を図るために措置を講ずることにより、半島振興のより一層の推進を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の内容について申し上げま

す。

第一に、国は、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路または半島振興対策実施地域と一般国道その他の交通施設とを連絡する主要な道路で、当該半島振興対策実施地域と一般国道に重要と認められるものの整備に関する事業について、その円滑な実施が促進されるよう特に配慮することとしております。

第二に、半島振興対策実施地域における基幹的な市町村道、農道、林道及び漁港関連道の新設及び改築については、都道府県がかわって行うことができるものとし、その経費について後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の適用を受けることとしております。

第三に、国は、地方公共団体が実施する小型の航空機の用に供する公共飛行場その他の航空運送の用に供する施設の整備に関する事業について、その円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をすることといたしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

○中村委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。奥野国土厅長官。

○奥野国務大臣 本法律案の御提案に当たり、委員会

員長及び委員各位の払われた御努力に深く敬意を表するものであります。

政府といたしましては、半島地域の現状にかんがみ、本法律案については特に異存はないところであります。

この法律案が御可決された暁には、その適正な運用に努め、半島振興事業を一層推進してまいる所存であります。

○中村委員長 これより採決いたします。

半島振興法の一部を改正する法律案につきましては、お手元に配付しております草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立總員。よつて、そのように決しました。

半島振興法の一部を改正する法律案につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○中村委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。住宅に関する件調査のため、明後十五日、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。次回は、明後十五日金曜日午前九時五十分理

事会、午前十時委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者

(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わってその権限を行うものとする。この場合に

おいて、都道府県が代わって行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統括する都道府県知事が行う。

第一項の規定により都道府県が行う基幹的市町村道等の新設及び改築に係る事業(以下「基幹的市町村道等整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

基幹的市町村道等整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹的市町村道等を都道府県又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

第三項の規定により基幹的市町村道等整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号。以下「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹的市町村道等整備事業北海道の区域における基幹的市町村道等整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国のか負担割合」という。)が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)同条第二項に規定する開発指定事業とみなしして、負担特例法の規定を適用する。

北海道の区域における基幹的市町村道等整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合が北海道の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹的市町村道等整備事業を負担する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、

第一項に規定する適用団体である場合においては、

第一号に掲げる國の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる國の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる國の負担割合が第一号に掲げる國の負担割合を超えないものにあつては、第二号に掲げる國の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道の区域以外の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の國の負担割合を北海道の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に係る経費に対する國の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

二 北海道の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に係る経費に対する國の負担割合

等整備事業に係る経費に対する國の負担割合

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約三十億円の見込みである。

建設委員会議録第三号中正誤

ペジ 三 二 一 末 二 三 四 三 五 云 二 末 ト 転 分 都	段 行 誤 一 で あ り ま す 二 末 お ら れ り ま す 三 一 二 外 四 三 五 云 二 末 ト 転 分 都	正 で あ り ま す 二 末 お ら れ り ま す 三 一 二 外 四 三 五 云 二 末 ト 転 分 都
四 四 九 三 三 一 四 一 一 一 農 地 化	四 四 九 三 三 一 四 一 一 一 農 地 化	正 は見 て 公共 事業 する とい う 農 地
全 國 農 業	同	正 は見 て 公共 事業 する とい う 農 地
	第四号中正誤	